

平成20年第3回防府市議会定例会会議録（その2）

平成20年9月8日（月曜日）

議事日程

平成20年9月8日（月曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
 - 2 会議録署名議員の指名
 - 3 一般質問
-

本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

出席議員（29名）

1番	原 田 洋 介 君	2番	高 砂 朋 子 君
3番	重 川 恭 年 君	4番	山 本 久 江 君
5番	弘 中 正 俊 君	6番	藤 本 和 久 君
7番	河 杉 憲 二 君	8番	松 村 学 君
9番	斉 藤 旭 君	10番	横 田 和 雄 君
11番	深 田 慎 治 君	12番	馬 野 昭 彦 君
13番	大 村 崇 治 君	14番	今 津 誠 一 君
15番	安 藤 二 郎 君	16番	平 田 豊 民 君
17番	木 村 一 彦 君	18番	三 原 昭 治 君
19番	山 根 祐 二 君	20番	伊 藤 央 君
21番	藤 野 文 彦 君	22番	山 下 和 明 君
23番	田 中 健 次 君	24番	中 司 実 君
25番	山 田 如 仙 君	26番	久 保 玄 爾 君
27番	河 村 龍 夫 君	28番	佐 鹿 博 敏 君
30番	行 重 延 昭 君		

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市長	松浦正人君	副市長	嘉村悦男君
会計管理者	内藤和行君	財務部長	吉村廣樹君
総務部長	浅田道生君	総務課長	原田知昭君
生活環境部長	古谷友二君	産業振興部長	阿部勝正君
土木都市建設部長	阿部裕明君	土木都市建設部理事	恵藤豊君
健康福祉部長	田中進君	教育長	岡田利雄君
教育次長	山邊勇君	水道事業管理者	中村隆君
水道局次長	本廣繁君	消防長	武村一郎君
監査委員	和田康夫君	入札検査室長	安田節夫君
農業委員会事務局長	林國明君	選挙管理委員会事務局長	古谷秀雄君
監査委員事務局長	松吉栄君		

事務局職員出席者

議会事務局長 中村武文君 議会事務局次長 古村和幸君

午前10時 開議

議長（行重 延昭君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（行重 延昭君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。16番、平田議員、17番、木村議員、御兩名にお願い申し上げます。

一般質問

議長（行重 延昭君） 議事日程につきましては、お手元に配付しておりますとおり、一般質問でございます。通告の順序に従い、進行したいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

早速、これより質問に入ります。最初は15番、安藤議員。

〔15番 安藤 二郎君 登壇〕

15番（安藤 二郎君） 最初に、任期最後の議会におきまして、再び1番バッターということに対しまして、議員の皆さんに感謝を申し上げたいというふうに思います。あり

がとうございます。これは「くじ」ですから。くじ運がいいというか、ある議員に言わせると、これで運は尽きたということだというふうなことも言われましたが、今後もまた頑張りたいというふうに思っています。

それでは、質問に入ります。

先日、議員交流で、初めて春川市を訪問いたしました。春川市はソウルの衛星都市として、今がまさに発展の真っ最中でありまして、防府市との違いを見せつけられました。ホテルから市内を見渡しますと、マンションがまさに「林立」というふうな言葉がびったりの状況で、私にとっては心外なことでした。

さて、何度かの春川議員との対話の中で、女性議員から次のような質問を受けました。「防府のまちはとてもきれいでした。それはまちの中に川があるからだと思います。防府市ではどうしてまちの中に川が流れているのですか」と言うのです。私は答えに困りまして、「昔から田んぼがあったからでしょう」などという、わけのわからん回答をしたのですけれども、「またメールをします」ということで終わりましたが、その後、断絶状態でございます。

「そうか、防府の美しさは川か」と、改めて思いを巡らせたんですけれども、そう言われてみますと、「春川市のまちの中には川がないな」と。「何となく殺伐とした感じ」と思ったりもしてみました。古いヨーロッパのまちには電柱がありません。どうしてだと、みんな地下なのだろうか、だから、春川の川はみんな地下に眠っているのでしょうか。川の流れがまちにそれほどの美しさを与えるとするならば、今、防府市の河川港湾課が主張しております、「車のために川にふたはしない」という主張は大正解かもしれません。

ところで、最近、鉄砲水災害が連続して起きました。1つは群馬県水上町の湯檜曾。湯檜曾川で遊んでいた東松山市の新明小サッカー少年団の55歳の少年団代表が川の一時的増水で死亡しました。また、東京都豊島区の下水道工事中、一時的な鉄砲水によって、男性作業員5人が死亡。都では抜本的豪雨事故対策までの間の暫定策として、雨が降ったら工事は中止としました。栃木県の鹿沼市では乗用車の水没事故がありました。市道が大雨で冠水して軽乗用車が水没、ドライバーの女性が亡くなりました。これはまた次元が違いますが、最も新しいものとしては、8月29日、岡崎市では1時間146ミリメートルという、記録的短時間大雨の降雨に代表されるような異常豪雨が東海・関東地区を襲い、至るところで住宅浸水をはじめ、交通機関と種々の機能がまひしてしまいました。

さて、こうした一連の事故は何を語っているのでしょうか。もちろん、異常気象による集中豪雨という、これまでに味わったことのない災害ということもありますが、私たちはあまりにも無力ではないでしょうか。起こり得るこうした事態に対してどれほどの対策

がなされているのでしょうか。まちの都市化によって、保水力が失われた周辺都市の雨水排水処理の不備によって起きてしまった人災であるとしたら、対策を考えていかななくてはなりません。

防府市においても、車社会にとって使いづらい古い街並みから、多くの若者たちが郊外の新しいまちへ移転しています。田んぼは次から次へと舗装化され、豊かだった保水力が失われております。そのまま見過ごして人災としていいのでしょうか。このように、川はまちに美しさを与えてくれている反面、一つ間違えれば大変な災害をもたらすことを学んでおかななくてはなりません。

現在、1ヘクタール以下の開発が幾つか積み上げられて、仮に5ヘクタールになったとしても、防府市の現行制度では、開発申請が1ヘクタール以下であれば、当然のこととして調整池の設置は考えられることなく通過していきます。明らかに排水対策を考えなくてはならないのにです。一体どこが考えればいいのでしょうか。もし、このままこの状態を放置しておけば、必ずどこかで何かが起こるでしょう。これこそが人災です。開発部門で考えが及ばないのであれば、下水道・河川・建築、それぞれの課を横断して問題提起すべきことであり、基準を定めておく必要があります。

ある席では、「そんなことは100年に1度あるかないかのことで、そう神経質になることもない」といった話も出ているようですけれども、まさにそうした考え方が災いをもたらしてきたわけです。災害へ対処するための基本的な問題ではないのでしょうか。

さて先日、ある地区で、「ここは1時間も連続して雨が降れば道と側溝との区別ができなくなり、近辺の家では浸水が始まります」との通報を受け、市に依頼、調査に入りました。その結果、どうやら、今まさに問題になっている、基本的問題である用水路と排水路の共用の問題でした。水路はその部分から鋭角に曲がり、水路断面は3分の1くらいに減少。これではまともに排水はできません。しかも、この下流ではもはや用水は必要とはしていないのです。単純な排水路にもかかわらず、このような状態の水路はたくさんあります。基本的な対策を講じないと、シーレベルの防府平野は、ますます浸水被害が増加していくことでしょう。

さて、こうした局所的な問題を、実は、防府市では基本的対策によって解決しようとしております。その対策こそが、これから取り上げようとしている勘場川の水路改修計画であり、勝間ポンプ場・三田尻排水機場工事です。各地区において際限なく発生している浸水等の問題を、一部地域ですが、こうした対策によって解決に向かうことになるでしょう。しかし、これはごく一部地域です。今後は目の前の局所的な対策も立てるとともに、広い範囲でこうした基本的対策を講じていかななくてはなりません。

春川市議がうらやましいと思った佐波川の恩恵を受けている美しい防府のまちを、さらに美しく磨きをかけなくてはなりません。それを決して人災によって失ってはならないのです。今後、我々に課せられた大きな課題ではないでしょうか。そこで、幾つかの例に従って、今後の排水のあり方を考えてみましょう。

第1点、排水計画の基本的な考え方について。用水路と排水路を兼用している現状にあって、取水時期の雨水対策、満潮時の雨水対策等、ほとんどシーレベルの平野を持つ防府の排水対策に、基本的に必要とされる設備について御説明ください。

2番、勘場川の放水路改修計画について。「まちづくり交付金」を有意義に活用した「都市基盤河川・勘場川放水路改修」が、平成21年度完成に向けて行われておりますが、その事業の目標としているところについて御説明ください。

3番、勝間ポンプ場・三田尻排水機場建設計画について。勘場川の場合とはまた別の意味を持っていると思われる、勝間ポンプ場・三田尻排水機場建設計画について、その内容、意義はどこにあるのか御説明ください。

4番目、防府総合堰の管理について。防府土地改良区が管理している防府総合堰について、年間における取水状況並びに堰の開閉状況の現況について御説明ください。

5番、市民一人ひとりの雨水対策について。排水対策については、市民一人ひとりの協力も求められているわけですが、どのような対策が考えられているか。また、行政として支援できる部分があるのではないのでしょうか。御説明ください。

以上で壇上よりの質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 15番、安藤議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

はじめに、排水計画の基本的考え方についての御質問でございますが、市内を流れる河川や水路の大半は、雨水排水路とかんがい用水路の機能を兼用しております。河川や水路等の多くは、もともと、かんがい用水路としてつくられており、用水の取水時期には満水状態に近い通水がなされ、雨水の流入容量は激減しています。また、海岸に近くなるほど水路の高低差もなくなり、満潮時には自然流下による海への雨水放流ができなくなる地域がございます。

防府平野においての雨水排水対策を計画する場合、基本的には自然流下を原則としますが、満潮時には海水面が高いため、しばらく雨水を貯留するための遊水池が必要となります。また、遊水池の貯留容量を超える場合は、ポンプによる強制排水に頼ることとなり、上流域から遊水池へスムーズな雨水の流入を導くための導水路の整備が必要となります。

このように、浸水被害を解消するためにはポンプ場の建設や遊水池の確保、導水路整備は欠くことのできないものであり、これを地域の雨水排水計画を定める場合の基本的な考え方としているところでございます。

続いて、勘場川放水路改修計画と勝間ポンプ場・三田尻排水機場建設計画についての御質問にお答えいたします。

まず、勘場川放水路改修計画でございますが、勘場川は、旧国道2号南の県道付近で浮野川と合流しているため、下流域では河川の断面が不足し、結果的に上流域での浸水被害を招いています。この事業は平成3年度に準用河川勘場川放水路事業として開始し、平成21年度の完成を目指して整備を進めているところでございます。

事業の目的といたしましては、河川の浸水被害を解消し、地域防災を確立することと、河川に親水性を持たせ、河畔等を地域交流の場として、住環境の改善を図ることを目指しております。

次に、勝間ポンプ場・三田尻排水機場建設計画でございますが、近年の大型台風の山口県への接近や集中豪雨の増加により、自然災害に対する不安の声も高まっております。勝間地区におきましても、平成11年の台風18号による高潮のため、約90世帯に及ぶ多くの床上浸水被害が発生し、その後も、平成17年、台風14号により避難勧告が出され、浸水に対する恐怖感が高まり、地域住民の方々から高潮や浸水対策についての強い要望が寄せられております。

当地区の浸水対策を担っている現在の勝間ポンプ場は、昭和39年度に建設されたもので、老朽化が進み、市としても抜本的な解決策として増改築を検討しておりましたところ、山口県の三田尻中関港海岸高潮対策事業により、三田尻排水機場が、平成20年度から10年間の計画で建設されることとなり、県と協議を重ねた結果、合築事業により、勝間ポンプ場敷地内に排水機場が建設される運びとなりました。

今回の排水機場と勝間ポンプ場を一体整備することにより、高潮及び浸水被害が軽減され、効率的かつ効果的な高潮及び浸水対策ができるものと考えております。この事業で建設する勝間ポンプ場が受け持つ排水面積は約82ヘクタールで、県との共同施工による建設事業費の防府市負担額は、現時点で10億6,000万円となっております。

さらに、勝間地区の浸水対策として、協和発酵の引き込み線軌道敷跡地を利用した貯留型の排水路整備も今年度から着手いたします。これらのことにより、勝間地区の浸水被害に対する安全度はさらに高まるものと考えております。

次に、防府総合堰の管理についての御質問にお答えいたします。防府総合堰は、昭和34年に佐波川左岸下流に点在する4カ所の取水堰を統合し築造され、以来、防府平野を

潤し続けてまいりました。

現在、防府土地改良区は国土交通省から許可を得て、佐波川より、かんがい用水として、5月1日から7月31日までの代かき期には毎秒4.198立米を、8月1日から10月31日の通常期には毎秒2.280立米を、また、その他期間の非かんがい期には管理用水として毎秒2.079立米を取水し、その受益面積は678ヘクタールとなっております。

取水ゲートの開閉状況についてでございますが、降雨等によりゲートを開閉操作した回数は、平成17年度が9回、平成18年度が21回、平成19年度が19回となっております。

これまでは、実際の降雨の状況に応じて取水ゲートの開閉を行っておりましたが、今年度から強い降雨が予想される場合には、予報や気象レーダーの映像も参考にしながら、事前に取水ゲートを閉鎖し、用水路の水位を下げるなど、開閉操作の運用の見直しが行なわれているところでございます。

また、今年度、合理的な水利用と管理の省力化の実現を目的とした新農業水利システム保全対策事業を活用し、総合堰取水ゲート開閉の遠方操作化が実施される予定でございます。

具体的に申し上げますと、総合堰に設置してあります操作盤と、防府土地改良区事務所、管理人自宅、農業農村課の各パソコンをインターネット回線で結び、それぞれから操作できるようにするもので、総事業費は3,000万円でございます。通常、開閉の操作は管理人が行いますが、緊急の場合には市職員による開閉もできるようなシステムとしており、これによりまして操作の省力化が図られるとともに、より一層迅速な運用が出来ますことから、防災対策にも効果があるものと考えております。

最後に、市民一人ひとりの雨水対策についての御質問にお答えいたします。防災を念頭に置いた対策といたしまして、まず、雨水の急激な流出を抑制する、河道を確保する、洪水流量を調整するなどが挙げられます。

雨水の急激な流出を抑制する方法の1つとして、各家庭での雨水桝からの地下浸透や雨水の貯留設備の設置、浄化槽転用雨水貯留施設などが考えられます。河道の確保につきましては、水路の堆積土砂等の取り除きや除草などを行い、円滑な流水を確保することが考えられます。洪水流量を調整する方法としては、豪雨に伴う下流域の取水樋門の開門や堰板の取り外しを行うことにより、用水路の水位を下げ、雨水排水路としての流入容量を確保することが必要とされます。

このようなことから、利水側の理解と協力により、浸水被害などの防災にもつながる

ものと考えております。

今後とも、市民一人ひとりが防災意識を持って、できる範囲で適切な雨水排水路の維持管理や宅内の雨水流出を抑制するなどして、浸水被害等の減少に努めることが雨水対策につながることを思いますので、御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

以上、御答弁申し上げます。

議長（行重 延昭君） 15番、安藤議員。

15番（安藤 二郎君） 御丁寧な御回答をいただきまして、大変ありがとうございました。それでは、最初から、若干再質問をさせていただきます。

最初に、基本的な排水計画の中で、基本的な施設は何かということに対して、遊水池であり、ポンプによる強制排水であり、導水路の設置、これらが必要であるということでしたけれども、これに対して、どういう基準でこれらの設備をされるのかということについて質問いたします。

まず、降雨量、これはどの程度想定して計画されているのかということです。壇上でも御紹介しましたけれども、この前、岡崎市では1時間146ミリメートルという豪雨がありました。

先日、実は、防府市ではどの程度降るのかなと思ひまして、私、庭先に計量器を置きまして、1時間、かなりこれは降っているなと思って置いておきましたら、10ミリメートルでした。ですから、1時間10ミリメートルしかなかったわけです。ですから、50ミリメートルとか100ミリメートルなんていう雨が、どのくらいすごいのかなというのを、そこで体験をさせていただきましたけれども、こういうものが、実は最近になって、例えば東京で見ますと、50ミリメートルを超える、いわゆる「ゲリラ豪雨」、これが平成のはじめごろというのは十数回でしたけれども、平成17年には、実に66回も起こったというふうなことで、最近そういった豪雨がだんだん増えてきているというふうに思われております。

東京では、今設定されておりますのが、10年に1度の基準でして、50ミリメートル対応というふうになっておりますけれども、防府市では、想定している降雨量はどの程度と想定されておりますか。お聞きいたします。

議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（阿部 裕明君） それでは、防府市の現在の想定降雨量はどの程度かという御質問でございますが、現在、防府市で計画に当たりまして、降雨強度は1時間あたり約55ミリメートルの降雨を想定した計画がなされております。

以上です。

議長（行重 延昭君） 15番、安藤議員。

15番（安藤 二郎君） 実は、日本の場合は非常に基準が低くて、ヨーロッパあたりを見てみますと、ほとんどは100ミリメートル、200ミリメートル、300ミリメートル、そういう想定をしております。ですから、今やゲリラ豪雨に襲われておりますように、いわゆる基準の見直しと申しますか、その辺のことを今後は検討して、見直しの検討に入りたいというふうに要望をいたしたいと思います。

続きまして、次に、いわゆる都市幹線排水、都市の幹線排水計画、これは、じっくり話を聞いてみますと、都市計画道路下に都市幹線排水を設けるというふうなことで、将来計画を持っておられるようですけれども、実は、都市計画道路というのは、必ずしも計画どおりに、順調に進んでいるとは思われません。今やられていることは、可能な限り、買収は、早く進められるところは進むというふうな状況ですと、実は、幹線排水をそこに設置するというのは、非常に困難な状態にあります。

また、同じように、実は都市幹線の排水計画というのは、公共下水道の計画に伴って設置しなさいということがあられるようですが、これも、一方で、公共下水道というのは、計画どおりどんどん進められております。それに対して、都市幹線の排水は必ずしもそれについていっている状況にはありません。

というふうなことで、都市幹線の排水計画を、この際、見直すべきではないかというふうに思われます。いわゆる、都市計画道路下におさめるという計画ではなくて、別の計画でもって計画を見直したらどうかというふうに思いますが、そのあたりについて見解をお願いいたします。

議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（阿部 裕明君） 都市計画道路と計画水路との関係についてということですが、議員御指摘のように、公共下水道事業は都市計画道路と同じように、都市計画事業として位置づけられております。その道路に雨水幹線が計画されている場合がございます。そのため、道路事業の進捗がなされなければ、雨水幹線の整備が進まないということになります。

今後、このような地区に対しましては、議員、言われましたように、雨水計画の見直しも含めて検討していくという必要があるのではないかと感じております。

以上です。

議長（行重 延昭君） 15番、安藤議員。

15番（安藤 二郎君） 今後、検討していくということで、ぜひ、早急に検討していただきたいというふうに思います。

次に、いわゆる調整区域、防府の場合は、調整区域は、ほとんど海に近いところに調整区域が設置されておりますけれども、調整区域が今や調整区域としての役に立っていないくて、ほとんど田んぼから舗装されて開発されまして、ほとんど舗装された保水力のない土地に変化をしております。この場合、都市幹線につなげる排水、これをどう処理するのかと。配管を、今言われたように、都市幹線につなげるということですが、もはや検討を待って、排水を検討していくということでは、もう間に合わない状況にあると。今見られたら、新田・田島地域の開発状況はごらんになったとおりでございます。

したがって、この辺の排水については検討していかなければいけないと思いますけれども、基準を新たに設定するか、もしくは、排水につなげるために新たな排水路を計画する土地を確保するとか、そういったことを計画されたいかがかと思いますが、お考えをお尋ねいたします。

議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（阿部 裕明君） 調整区域における開発が進む中で、その雨水の対応をいかにするかというような御質問だと思いますが、雨水計画は市街化区域におきましては、その地域の用途区分によりまして、将来的な姿を想定した雨水計画が策定されております。

また、調整区域におきましては、当然ながら、その地域の流出係数 と申しますのが、雨が降った場合の、すぐ流れ出る水の割合のことを言うわけですが、この流出係数が、現在、市街化区域の住居地域と比べて、それほど差を持たずに全体の計画がなされております。ですから、雨水計画の現状を根本的に変えるというような状況にはならないというように理解しております。

以上です。

議長（行重 延昭君） 15番、安藤議員。

15番（安藤 二郎君） 調整区域は用途地域の住居地域を想定して排水計画を定めておるということですので、実は安心したわけですが、今後もそういった基本的な考え方をきちんと定めておいていただきたいというふうに思います。

この項で、実は基本的な考え方について、今言われたように降雨量ですね。想定降雨量の設定基準を考え直すと、また幹線排水計画を見直す、あるいは調整区域においてもう一度考え直したりというふうに、見直すべきことがたくさん出てまいったというふうに思いますが、実は今日本では、浸水被害のあることは当たり前のような感じで、浸水被害がないまちというのが当たり前のことであるというふうな意識に持っていただいて、防府市は浸水被害のないまちなんだというふうなところへ持っていく、基本的な考え方を

持っていただきたいというふうに思います。

この項は終わりました、2番目の勘場川の水路改修についてお尋ねをいたします。

この事業は、先ほど事業の概要については市長さんのほうから説明がありましたけれども、実はものすごく大事なことは、現在の勘場川では排水が飲みきれないので、別の経路で放水路をつくりましたというのが、非常に大事なところなのです。それで、別の経路というのは、非常に短いところに太い排水路を設けたというのが大事なところなのです。先ほど基本的なところでポンプと導水路と遊水池、その3つが大事だと。その一番大事な導水路をやり直したと、つくり直したと。勘場川が2本になった。名前はどのようなふうで今度つくのか知りませんが、最初の勘場川ではなくて、2番目の勘場川ができたということが非常に大事なことで、排水計画にとって一番大事な部分をここで着工したということでございます。

そこで、これを、この手法を最初に取り入れられた経緯、どういうことでこういうことをやろうとされたのか。それからまた、その後これにはかなりの用地取得が必要だったと思うのです。で、この幅も教えていただきたい。管理道路があるそうですが、この幅がどの程度あったのか。かなり用地取得しないとこの放水路はできなかった。その辺の経緯についてわかる範囲でひとつよろしくお願いします。

議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（阿部 裕明君） それでは勘場川の計画について御説明いたします。勘場川の改修に当たりましては、当初放水路と現勘場川の拡幅というような計画を比較いたしました。現道を拡幅する勘場川の計画よりも、新しく放水路をここでつくっていくというほうが経済的であるということに基づいていたしまして、現計画になったということでございます。現在、その用地取得がどの程度であったかということにつきましては、申しわけありませんが、取得した用地の面積について、ちょっと資料を持っておりません。

議長（行重 延昭君） 15番、安藤議員。

15番（安藤 二郎君） 水路幅と長さはどうですか。

議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（阿部 裕明君） 放水路の新しい水路幅でございますが、上幅で8.9メートル、下幅で6.8メートル、深さで2.2メートル、延長が815メートルということなんです。

以上です。

議長（行重 延昭君） 15番、安藤議員。

15番（安藤 二郎君） 約10メートル幅のものが1キロメートルぐらいの川をつく

ってしまって、非常に大きな範囲の排水を賄ってくれるということで、非常に意味のある排水路であろうというふうに思っています。

今後、例えば、先ほど申し上げました調整区域における排水については、調整区域内でもし可能であれば、そういう敷地の、土地の取得といたしますか、排水のためのそういった計画も立てられたらいかかなというふうな感じがいたします。

それからもう1つ、この勘場川に意味があったのは、親水を持たせた河畔として地域交流の場とするという非常に大事な目標があるそうですけれども、これは今までの排水路整備にはなかったことではないかというふうに思います。貴重なものであるというふうに思います。

1つ御紹介いたしますと、実はこの質問に対して同僚の大村議員のほうから資料をいただきました。宇都宮市の釜川という改修工事の御提案をいただきました。この案を見ますと、ものすごい荒れ狂った暴れ川であった釜川を見事な川に直したと。そして「市民に親しまれ、共に生きてきた川、潤いのある水辺づくり」というふうなことで、実はこれは面白くて、下部に4メートル角の水路を収めております。ですから、莫大な水が流れる時は、その4メートル角の中を水が流れていくと。そしてその上に水路をつくって、市民に親しまれるいわゆる親水性のある川をつくってしまったというすばらしい計画ができています。これは約15年の歳月を費やして約9,000メートルで、150億円の工事費でやられておりますけれども、こういった計画もあるということを御紹介しましてこの項を終わります。

次に、勝間ポンプ場・三田尻排水機場の件ですけれども、これが実は、先ほど申しましたけれども、ポンプ・導水路それから遊水池の中で最も大事なものは、導水路であるというふうに私は思っております。それで、この防府市で計画された排水路計画は、協和への引き込み線を活用して、これを排水路としようというすばらしい計画を立てられました。これは本当にグッドアイデアであるというふうに思います。これについての予算規模、あるいは実施時期についてお尋ねをいたしたいと思います。

議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（阿部 裕明君） それでは、勝間ポンプ場の整備及びその導水路の計画ということの御質問にお答えいたします。勝間ポンプ場は現在のポンプ場が先ほども答弁の中にありましたように、老朽化したということによりまして、高潮対策事業として三田尻排水機場を県が計画しておりました関係で、そのほか地区事業により実施していくということで、この事業費につきましては10億円、防府市の持ち分といたしまして10億6,000万円はかかるということ、前回は説明を行ったと思っております。

このたび、それと含めまして、最も重要である導水路の計画という御質問でございますが、この水路計画をポンプ場の増設と合わせまして約6億2,000万円程度の費用をかけて、本年度平成20年度より実施していくというようにしております。

以上です。

議長（行重 延昭君） 15番、安藤議員。

15番（安藤 二郎君） 20年からいつまで。工事費が6億5,000万円ですか。それで20年からいつまでの計画ですか……。また、調べておいてください。

それで実は、これからまた、西といいますか、南といいますか、下っていきますと、田島方面に行くわけですが、田島方面に行きますと、実は大きい建物を今建てつつありますけれども、諏訪屋の第2ポンプ場というのが計画されて実施されております。

これは、実はポンプ場の改修ということであって、その導入路がどういうふうな導入路になるのかということについては、また別の機会に譲るといたしまして、今申し上げましたように勘場川並びに勝間排水機事業につきましては、排水路の下の部分であるポンプへどのように水を導くか、それが課題であったわけで、勘場川では新たな放水路であったと。勝間では鉄道跡地を活用して排水路を構築したというふうに、排水計画をする上で非常に、ポンプというのはコストが問題ですけれども、排水路を設けるといのは土地確保を伴いますので、非常に困難を伴うということで、これは今から、排水計画について重要な課題ではないかというふうに思いますので、ちょっと具体的な問題に触れていきたいと思えます。

まず第1点、新しい体育館建設について、排水路の計画をひとつよろしく願います。

議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（阿部 裕明君） それでは、新体育館建設に伴います排水計画ということでございますが、この地区は以前より豪雨時において、一部地域におきまして浸水被害を発生しており、この新体育館の建設に合わせましてその解消を図るということで、実施するというようにしております。

この雨水計画の対象区域ということですが、全体では16.5ヘクタール、水路の延長は約500メートル改修して、既設の古浜ポンプ場に導くというような計画を持っております。

以上です。

議長（行重 延昭君） 15番、安藤議員。

15番（安藤 二郎君） 時間の関係もありますので省略しますが、実は、この今、新体育館の建設に伴う排水路の計画というのは、先ほどちょっと申しましたけれども

調整区域、新田地区の調整区域における開発状況が、今ある区域をとりますと12ヘクタールのうち70%は住宅地になっております。70%の田んぼが舗装されているわけですよ。そういう状況をどうするのかという話。これは12ヘクタールと限られたものですが、これを延長しますと、大体私が計算しますと30ヘクタールぐらいあると思いますが、30ヘクタールの広さの土地が、田んぼがほとんど失われて、70%ですが失われて、21ヘクタールのものが舗装されてしまうというふうな状況ですので、この辺の排水計画は、ぜひ、先ほど申しましたような導水路をどうするか、それを具体的に計画をされてほしいというふうに希望をしておきます。

それから第3点として、これは向島の郷ヶ崎地区の排水対策ですけれども、この点について、もう以前からずっと言われ続けておりますけれども、依然としてなお、場当たりの「まあ、水が来そうだからそれいけ」と動員してやるというふうなことをやっておられるようですけれども、これも今の勝間等の計画からすれば、かなり安価な工事費でやれるのではないかと。どのくらいを見込んでいらして、これが延び延びになっているのか、ちょっと御説明をお願いします。

議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

産業振興部長（阿部 勝正君） 向島の排水対策ということのお尋ねですが、現在、漁業集落排水事業の計画で、整備を進めるということの計画は持っておりますが、これは汚水対策での計画ということなのですが、この雨水対策を含めたものについては、現在計画を持っておりません。今、調査・研究・検討の段階であるという状況でございます。

以上です。

議長（行重 延昭君） 15番、安藤議員。

15番（安藤 二郎君） 調査・検討と言いますと、実はもう5年も前に、私はこの質問をしておりますので、その時も調査・検討であったはずでございます。現在もまだ調査・検討であれば、5年間の調査・検討した結果を、ぜひ真剣に御説明をいただきたいと、それをお願いしましてこの項を終わります。

それから、2番目の防府堰の管理についてですが、これは今、市長さんのほうから3期にわたって取水の量を説明をされましたけれども、これは5月、8月から10月、その他の時期と、大体半分ぐらいの取水状況になるのですが、どうしてこれは量を減らしているのか説明をいただきたいと思います。

議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

産業振興部長（阿部 勝正君） 今の総合堰からの取水の件で、大体かんがい期、通常期、非かんがい期、この3段階で取水量の調整が現在なされております。これで年間を通

じて、最大取水量による取水ができないのかということの意味だと思うのですが、基本的に、今、国交省の許可を得て取水をしておりますが、これをかんがい期並みの4トン程度ですか、これにすることによりまして下流域の流量が減ることになります。そういたしますと動植物の生態系への影響、また河川敷への植生の繁茂、これらによりまして流下能力が低下をするということで、河川環境に影響も考慮されるということから、現在3段階に分けた取水がなされておるといふことでございます。

議長（行重 延昭君） 15番、安藤議員。

15番（安藤 二郎君） 今、大事なことを言われたのですけれども、もう一度お尋ねしますが、流量が減るとどういふ問題が起きるのですか、はっきりと。

議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

産業振興部長（阿部 勝正君） 流量が減るといふことは、結局、下流域に今の佐波川の水が流れる量が減るといふことになります。そうなりますと、いわゆる動植物、これへの生態系への影響、それと河川敷で、今、いろいろ森のように中州ができて、木が繁茂しておりますが、それらがさらに増えていくといふことにもなりますし、河川環境への影響が出てくるといふことでございます。

議長（行重 延昭君） 15番、安藤議員。

15番（安藤 二郎君） 美しい言葉で言われましたけれども、動植物に対する影響がある、あるいは植生に影響があるといふことを、もう少し今後は詳しく調べられて、どうであるかといふことを調査していただきたいといふふうに希望しておきます。

どういふことかと申しますと、私は別にあんまり重要なことを言おうとしているのではなくて、実はせっかく水がたくさん流れて美しい川に、川の半分は恐らく干上がってしまうでしょう。そうすると、川にすんでいた魚が死んじゃうんですよ、ただそれだけのことなんですよ、私が言うのは。だからぜひ、川にすんでいる魚を殺さないように、水をちゃんと流してほしいといふことを希望しておきたいといふふうに、なんか、もしそれが可能であればよろしくお願いをしたいと。国交省が言われることもわかるのですけれども、あまり数字的な根拠といふのはないような気がしますので、ひとつちょっと調べていただきたいといふふうに思います。

それから、遠方操作の操作化を3,000万円かけてやるといふことは、ちょっとよくわかりませんが、できれば非常にレベルの高いことですので、その辺もしっかりと調査をしていただきたいといふふうに思います。

次に、市民一人ひとりの雨水対策といふことですが、これは全国的に、いわゆる雨水を個人が家で貯留する、いわゆるこれまでの浄化槽を貯留槽にするとか、それから浸

透柵をつくるとか、全国的にどこの都市でもそういうことを今検討に入って、あるいは実施に入っておりますけれども、そういうことに対して、行政から助成制度を使ってそういう振興を図ろうとされておりますが、防府市ではどういうふうを考えておられるか、その辺をお尋ねしたいと思います。

議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（阿部 裕明君） 市民の一人ひとりの雨水対策ということでございますが、確かに全国的に各家庭での雨水の一時貯留という考え方は、広く制度としてもやられているということはあります。ただ、現時点ではまだこの一時貯留制度、タンクの設置、浄化槽の転用、浸透柵の設置、これらにつきまして山口県の中ではまだその支援制度、補助制度は設けたところはありません。全国的には確かにたくさん出てきておりますので、この制度につきましては、今後の状況等を判断しながら、防府市としてどれがいいのかということも含めまして、検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（行重 延昭君） 15番、安藤議員。

15番（安藤 二郎君） 防府のようにほとんどの平野がシーレベルで、海と接してあるというふうな所だからこそ、こういうものが必要なものであって、山口県ではほかにやられていないという話ですけれども、今のお話を聞いておりますと、山口県のどこかの都市がやったら始めようかというふうなことですが、今、松浦市長の基本的な考え方として、山口県のほかの都市がやってないからやろうじゃないかというのが、いろんな政策の中に出てくると思うのですよね。だから、山口県でやってないからやろうじゃないかというのと、ほかでやっているからやろうじゃないかというのと、いろんな区分けの仕方があると思いますが、もう少し前向きな姿勢で排水 先ほど申し上げましたけれども、浸水のない地域、それが当たり前と。浸水があるのが当たり前ではなくて、浸水がないのが当たり前、そんなまちにするべく積極的な対応をしていただきたいというふうに思います。

先ほど申しましたけれども、まず第1に幹線排水ですね、幹線排水をどうするのか、それから末端の一番下の部分の開発地域における排水をどうするのか。これは土地の、新たな排水路を設けるための土地の確保、これも検討に入れていただいて、新しい考え方でやっていただきたいと。それを今、既にやっているわけですから、ぜひ実施していただきたい。その辺を要望いたしまして、私の質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 以上で、15番、安藤議員の質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 次は、12番、馬野議員。

〔 1 2 番 馬野 昭彦君 登壇 〕

1 2 番（馬野 昭彦君） 民友会の馬野昭彦でございます。通告に従いまして、質問させていただきますが、今回も前回同様ノー原稿でやらさせていただきます。

質問する前に、松浦市長や執行部の皆さん方に日ごろから市民の安心・安全、そして住みよいまちづくりに対し、中心的な役割を果たしていただいて、市民に安心感を与えてもらっていることに対し、高いところではございますが、厚く御礼申し上げたいと思います。

それから議員の皆さん方も、今一言、激励の言葉を贈りたいと思います。4年に1度、オリンピックの年には防府市議会議員選挙と、こういうものがつきものでありまして、実は、私は今回をもって3期12年間の議員にピリオドを打ち、卒業させてもらおうという立場で、皆さん方同僚議員に、残されたもう二月ちょっとであります。健康には留意していただきながら、自分の政策を有権者に訴えていただく。そして4年間の実績、あるいはこれから何をしようかということをお訴えていただいて、正々堂々と戦っていただくことを心から念じ上げます。御健闘をよろしく願います。

それでは通告に従いまして、まず3点の質問をさせていただきます。

1つは市長の今後の行政運営、あるいは市長の姿勢についてお伺いします。この中身は3点に分けております。それから大きな2点目は、消防行政についてお伺いしたいと思います。それから3点目は、先般行われました市長の行政報告の中にありましたように、周南市と防府市が観光振興協定を結んだ、締結をしたその内容について、あるいは経緯についてお伺いしたいと思います。

それではまず第1点目、市長の今後の行政運営、これについて御質問したいと思います。市長の残り任期があと1年と10カ月となりました。その間、いろいろなマニフェストの内容を忠実に実行しながら、あるいは市民の目線に立った政策をずっと推し進めてきたことに対しては、私は何も申すこともありませんが、しかし人間は、この政策を全うすることによって100%完成したということはありません。残されたこの任期1年10カ月で、最重要課題として何をやろうとしているのか。その辺について、まず1点目はお聞かせ願いたいと思います。

それから2点目は、松浦市長就任以来、特に平成13年度からは行財政改革に本格的に取り組ましまして、大きな成果を残しておりますが、この行政改革も終わりなき項目……、ここまでやったら行政改革は終わりであるということは決してありませんので、この行政改革を今後新たに、どのようなことを目玉として取り組んでいこうとしているのか。その中身をお示ししていただきたいと思います。

例えば、職員の定数が本当に今のままでいいのか。あるいは私が5、6年前ですかね、質問して防府市も人事考課制度を取り入れましたが、そういった人事考課制度をこのようにやってこのような成果が出たということが具体的にあるでしょうが、そういったことも含めて御答弁を賜りたいと思います。

行政改革というものは、物を減す、人を減す、予算を減すというのが行政改革ではありません。必要なところにはどんどんお金もつぎ込む、人もつぎ込む、これが行政改革であろうというふうに思っておりますので、前向きな御答弁を賜りたいと思います。

それから3点目、これが非常に難しいところではありますが。市長の、市長というのか首長ですね、地方の首長の多選についてお伺いしたいと思います。

これは今、日本全国あちらこちらで、首長におかれましては多選問題というのが非常にクローズアップされております。これは何かというと、やはりいろいろの論議を呼ぶところですが、何期をもって多選ということになるかは、これはそれぞれによって違うと思うんですが、私は3選目まではOK、4選目は多選というふうに理解をしております、私は多選反対論者として、これはこれからも強く、このことは追求というのか、貫いていきたいというふうに思っております。

しかし日本には、悲しいことには、まだそういった公職選挙法や法律ができておりませんので、多選を禁止することはできません。ただ、県条例で神奈川県とか、あるいは数カ所の自治体では、特に東京都が多いんですが、自主条例をつくりながらやっているところもありますが、まだまだこの辺については、先の見えてこない大きな課題であろうと思っておりますが、この辺について一般的な考え方として、松浦市長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

それから大きな2点目、消防行政であります。実はこの消防行政というのは、これは我々市民にとってみれば非常に心強い我々の味方、そして我々の空気と同じような状態のところ。もちろん警察官もそうです。自衛官もそうだと思います。

しかし私、この消防行政については、実はいろいろ自分で資料を見ておりましたら、平成10年に、この消防行政について1度お伺いしております。それはどういうことかといえますと、皆さん方も御家族の方あるいは友・知人の方が消防車、いわゆる高規格救急車にお世話になった方もいらっしゃるかと思います。この救急救命士の方々の処遇について、実は平成10年の9月議会で行っています。そのときの内容を申し上げますと、救急救命士になったら、一生、救急自動車に乗らなくてはならない。その矛盾を感じたわけですね。ですからその当時、私は、その救急救命士の処遇改善を叫びながら、そのときに制度をつくってもらいました。

その前にちょっと、救急救命士法ができた内容について触れておきたいと思いますが、実は1991年ですね、当時、これは救急業務の必要性を多くの国民が求めておりました。1991年の3月議会で超党派、これは異例ですけども、超党派の議員が国会に法案を提出しております。通常でありますと、衆議院通過、参議院ということになりますが、当時のこの問題は非常に大きく国民の反響を呼びまして、実は3月に参議院を通過しておるんです。4月で衆議院を通過、そして8月に救急救命士法が施行されているということになります。

当時の私、平成10年の9月議会で、そういった救急救命士さんを救おうということで、実は係をつくってもらいたい、せめて係ぐらいつくってもらいたいという願いをしたんです。当時、防府には救急救命士さんは9名だったというふうに記憶しておりますが、現在は実にもう30名近い救急救命士さんがいます。

その救急救命士さんは、実は自分が志願して行くんじゃなくして、やはり組織ですから、あなたは今回、あるいは来年こういった資格を取ってくださいということで任命を受けますと、組織ですからいやとは言えませんね。いやということになると退職につながります。その方は、養成所に半年間行きます。そして、その後、国家試験を通過して帰ってきます。そうしますと今度は、いわゆる就業前教育と言いまして三月間、昔の中央病院、現の医療センターに出向きまして、いわゆる実技を勉強するわけですね。実技を勉強します。最近では、気管内挿入とかあるいは薬剤投与、まさに、この方たちはお医者さんまがいの活動をしているんですよ。

しかしそういう方たちに、私はせめて係をとということで、平成10年につくっていただきましたが、先ほど申し上げましたように、現在はもう30名近くいます。ですから、私は課というものをつくってもらいたい。先ほど申し上げましたように、行財政改革というのは絞るところは絞る、ですけど必要なところにはどっと出動していく、人もお金も。これが温かい行政のパターンであろうという思いであります。私は救急救命係が、今現在、警防課内にありますが、新たな組織として課を創設していただきたい。このことをお伺いしておきたいと思います。

それから3点目。3点目につきましては、先般の市長の行政報告の中にありました防府市と周南市が観光振興協定を結びました。その中を、報告の内容を聞いておりますと、非常に素晴らしいことであると思いますね。非常に素晴らしいことです。単市ではできない事業を近隣の市町と手をとりながら、そういったお互いのいいところをアピールしながらやっていこうということは、これから避けて通れない、いろいろな分野でも避けて通れないと思いますが、とりあえず一番やりやすいというんでしょうか、取っつきやすい観光行

政から入ったというふうに私は理解しております。

そういったときにおきまして、これからも精力的に防府も、たくさんの観光資源がありますので、そういったものを有効に活用していただいて、近隣市町にもそういったものをPRして周南市と締結した内容も、今後、地域の自治体とも手を結ぶことはできないかということについてお伺いしておきたいと思ひますし、あわせて行政として、いろいろ市内の企業がたくさんあります。そういった企業にも、そういった働きかけをしていただくことがあるかないかということもお聞かせ願ひたいと思ひます。

それからもう1点は、大平山ロープウェイと徳山動物園の半額の協定を結びましたが、あのかの市長報告の中には、新たな施設についても、今後検討していきたいというような報告がありました。その辺についても、どこか、どのような内容について進めておるか、あわせてお聞かせを願ひたいと思ひます。

以上で、私の壇上での質問を終わります。よろしくお願ひします。

議長（行重 延昭君） 12番、馬野議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） お答えをいたします。

私は市長就任以来、一日一日が任期との思いで、私自身も含め、市で働く職員の意識改革に取り組み、あわせて行財政改革を強力に推し進めながら、市民の目線に立って、諸事業に当たってまいりましたが、先ほど議員より、これまでの私の市政運営に対しまして高い評価をいただき、身の引き締まる思いでございます。

議員御承知のとおり、一昨年の3期目の市長選挙におきましては、これからの防府市をどうするのかという大きな争点、すなわち、単独市政か合併かが問われ、その結果として単独市政を堅持するように強く市民から求められ、私は3期目の負託を受けたところでございます。

したがって、市民の強い御意志を真摯に受けとめ、将来とも揺るぎない防府市を創造していくことが最大の使命であると深く認識しておりますが、このほかの公約、いわゆるローカルマニフェストとして直ちに行う重要施策5項目、4年間でやる重要施策4項目、その他の重要施策3項目を含む21項目を掲げ、今期の市政運営に取り組んでいるところでございます。

そこで残任期間における目玉の政策は、というお尋ねでございますが、目玉と言えるかどうかと思ひますが、私は2つの大きな政策課題があると考えております。その1つ目は工業振興、とりわけ企業進出・企業立地の受け皿づくりが極めて重要なことではないかと考えております。私は防府市の特徴の1つであります臨海部を中心とした工業の発展は、

「活力あるまちづくり」を進める上で欠かすことのできないものであると考えておりまして、同時に、より一層の企業誘致が不可欠であると考え、積極的な企業誘致を推進する戦略本部機能を担っていく部署として、本年4月に企業立地推進室を設置したところでございます。

現在、防府市では企業誘致のための用地を所有しておりませんので、市内の企業未利用地を有効に活用するため、所有者と協議しながら企業誘致に努めておるところであります。こうした中で、おかげさまで本年新たに2社の企業進出があり、現在も企業などからの問い合わせを数件いただいているところでございます。

しかしながら、現在の企業未利用地の活用だけでは、これらへの対応が困難な状況でありまして、企業誘致用の用地を確保するためには、新たに工業団地等の整備をする必要があることを痛感しております。

今後の需要見込みや団地整備費等について、総合的に検討する必要がありますが、極めて健全な経営状況となっております防府市土地開発公社を活用して、工業団地等の整備に入る時期に来ているものと考えております。

次に2点目の政策課題として、観光振興に取り組まなくてはなりません。本市は県内他市にまさるとも劣らない、豊かな自然や恵まれた観光資源を有しておりますことは、皆様御存じのとおりでございます。しかしながら、観光客数は近年漸減傾向にありますことから、観光振興を図り、このすばらしいふるさと防府市を多くの方に訪れていただくにはどうしたらいいか、私は私なりに日夜考え続けておるところであります。

新たな視点から、観光振興懇話会を立ち上げ、その中で御協議いただきながら、現在観光振興の拠点として「まちの駅」の整備を進めておりますが、この「まちの駅」を中心として、天満宮から毛利邸に至るエリアを活性化するとともに、防府市全体に観光客を押し出すことにより観光振興につなげていけたらと考えております。

さらに、この「まちの駅」の近くに「山頭火ふるさと館」を設置し、防府市を全国的にPRできる山頭火と「まちの駅」とが有機的に結びつけば、さらなる観光交流・回遊・情報発信等の相乗効果が図れるものと考えているところであります。

観光振興を図るためにさまざまな取り組みを実行している中で、後ほど詳しく、別の角度からの御質問がございましたので、そこで御答弁もさせていただきますが、本年8月9日に周南市と観光振興協定を結びましたが、一定の成果が上がっていることで満足せず、さらに周南市さんと協議を重ね、あらゆる分野、例えば産業観光、文化施設の相互利用、両市共通のスタンプラリーの実現など、積極的かつ果敢に取り組んでまいりたいと考えております。

さらに、このような相互協力を近接する山口市や宇部市、萩市等にも機会を見て打診していき、観光振興に資していきたいと考えているところであります。

次に、行政改革を推進するに当たってのこれからの考え方、進め方についての御質問でございますが、私は平成10年6月の就任以来、行政改革を市政の最重要課題と位置づけ、日々が行革との思いで、改善と改革に鋭意力を注いできたところでございます。

振り返ってみますと、この行政改革への取り組みは、市政運営に経営感覚を取り入れていくという意識改革から着手し、まずは「隗より始めよ」という姿勢をもって、内部改善を進め、さらにこれまでに着手することができなかつたごみ収集業務・学校給食・学校用務員等の民間委託などの分野にも積極果敢に取り組んでまいりました。

そして、平成13年から始めたこの第3次行政改革の成果は平成14年から出始め、平成19年までのこの6年間で、実に約40億円に上る効果額を見ることとなりました。このことはまさに転ばぬ先の杖というようなものとなりまして、現在の健全財政確立の源となっているところであります。

しかしながら、昨今の三位一体改革に始まる一連の状況は決して安閑とできるものではなく、さらなる聖域なき行政改革を断行していかなければならないと強く認識しております。引き続き、議員各位の御理解と御協力をお願いいたします。

最後に4選についての御質問でございましたが、私は基本的には多選禁止ということについては法で定めることではなく、選挙民がお決めになることであると考えておりますが、現在の私にとりましては、4選ということよりも、引き続き市民の皆様の安心安全を守り、防府市の将来を揺るぎないものとするため、強い信念を持って残された任期を全うしていくことが、私に課せられた使命であると考えております。

次に、防府市と周南市との観光振興協定の締結、私の行政報告に関しましての御質問をいただきましたので、先ほどの答弁と若干重なるところがあるかと存じますが、御答弁いたします。

まず、防府市と周南市とが観光振興協定を締結するに至った経緯でございますが、本市の観光振興を図る上では、市民はもちろんのことでございますが、市外からの来訪者を増やすことも重要であることは皆様御承知のとおりでございます。そのためには、いかに市外への情報発信を行うか。また、施設の来訪者増に向けての施策をどのように進めるかということが重要であると考えていたところであります。

また、大平山ロープウェイにつきましては、利用者のうち市外からの来訪者も多数ございますので、市外へのさらなるPRを行うことが必要であると考えに至ったわけでございます。

一方、周南市におかれましても、観光振興を掲げられ諸施策を推進しておられることから、双方の思いが一致しまして、相互に観光の振興を図るため、まずは両市の市長の協議から始まりまして、実務者レベルでの協議を重ね、お聞きするところによりますと、周南市議会においては条例の改正までなさって、このたびの協定締結の運びとなったところでございます。

次に、ロープウェイと動物園以外の施設の割引制度等の検討についてでございますが、今後、両市の設置している施設、防府市におきましては三田尻塩田記念産業公園など、周南市には回天記念館などがございますので、指定管理者など協議すべき課題はあるわけですが、これらにつきましても同様の施策ができないか、周南市とも協議・検討し、協定書の趣旨のもと、相互の観光振興を、先ほども申し上げましたように、図ってまいりたいと考えております。

詳しい質問書をちょうだいしておりませんでしたので、言葉足らずの点もあろうかと思いますが、以上答弁させていただき、残余の御質問につきましては、消防長より答弁させていただきます。

議長（行重 延昭君） 12番、馬野議員。

12番（馬野 昭彦君） 前向きな御答弁ありがとうございました。たくさんありますので、順次再質問なり、あるいは要望等をさせていただきたいと思っております。

市長のこの目玉ですね、今後1年数カ月、10カ月ですかね、残された残任期間で2つのことをやっていきたいというようなお話が出ました。企業誘致しながらやる、そして観光行政にも力を入れると、こういう回答だったと思います。私は、まさにそのとおりだと思うんです。日常行うことは、例えば、行政改革というのは日常行うことでありますが、企業誘致というのは、いくら机の上で頭をひねってもこれはもうできません。ですから、新たな係もできましたが、職員一人ひとりが、我が防府市をPRするという営業マンになるという気持ちから入っていただくということが大事だろうと思います。

そこで今回、団地の整備ということの今、御回答をいただきましたが、まさに新たな土地を設けるということは大変かもしれませんが、そのような長期ビジョンに立ちながら物事を進めていただく、このことが非常に大事だろうというふうに思います。土地開発公社もかなりの土地を売却し、非常に健全化な体質になっておりますので、今後、防府の企業誘致のためには、あるいは人口増を図るためには、企業の誘致は欠かすことのできない大きな問題だというふうにとらえておりますので、この辺につきましても、市長以下全員が防府をPRしていくという気持ちになっていただいて、取り組んでいただくことを強くお願いをしておきたいと思っております。

それから観光振興も、やはり先ほどの市長の答弁にもありましたように、お金がかかるわけじゃありません、現在ある資産ですから。それをPRしていくということは非常に大事なことでありますので、これも事あるごとに進めていただくということを強く要望していきたいと思います。

それから、2番目の行政改革、この辺については、先ほどからいろいろ御回答もありましたが、市長、一日一日が任期という思いで進めているということ、それは私もよく、十分理解をしておりますし、よくわかっている人間の1人だと思っております。そこでちょっと角度を変えた質問をさせていただきます。

私、実は人事考課制度の導入やあるいは人材の育成、あるいは特別退職金の廃止、市の職員に嫌われることを幾多も一般質問で取り上げ、それが1つの条例になって、今、実行をしているわけではありますが、この職員の定数化については、まだまだ見直すべきもあるというふうに思うんです。

その1つは、大変申し上げにくいんですが、例えば、各市長部局だけ取ってみましても、部長がいます、そして部次長もいます、そして課長補佐もいますと、こういうことなんですね。時と場合によっては、部の中には部次長が2名いるところもあるでしょう。3名いるところもありますが、私はこの部次長という職位、これは余りなじまないものではないかと思うんです。それは課長兼任でも、私は十分だと思えますよ。それだけの本当に仕事があるならば、新たな部をつくる必要があると思いますが、その辺の見直しということと、現在、部次長が市長部局で10人ぐらい、たしかいらっしゃるのではないかと思います。そして課長補佐については、主幹を含めてですが、実は80人近くいるんですね、80人近く。これは普通の企業では、1つの課があって課長補佐というのは、まあ、あっても1人ですよ。

これね、もちろん執行部の皆さん方は、いつも自分の部下ですから見ておると思うんですがね。私も、きょうちょっと持ってきているんですが、この職員名簿のこれ見てみますと、例えば、ちょっと具体例を言います。例えば、総務をちょっと例にとりますけども、総務部の総務課、課長がいて、主幹がいて、課長補佐が1、2、3、4、5人いるんですね。そして企画政策課には9名の職員がいて、課長、課長補佐が2名、係長が2名、そして市長の公約でもありました市政なんでも相談課、去年から新設されましたが、8名いて、課長1人、課長補佐が2人、係長が2人、係員が3名、こういうことですね。そして、市民活動推進課については、7名中課長・主幹1、課長補佐1、係長・一般係員は2名です。それから職員課におきましては、課長・課長補佐が1名、主幹1名、係長2名ですね。

ですから係の人のほうが、まあ一例ですよ、そのように1つの課になんてそんなに必

要かと思うんです。これ、一般の企業の人が聞いたらびっくりすると思うんですよ。本当ナンセンスな話ですよ、これは。でありますから、私が壇上で申し上げましたように、行政改革は進んでいるけれども、まだまだやり残しがありますよというのは、例えば一例を言ってもこういうことなんです。

しかし、後ほど出ますが、消防行政については、市民が非常に必要である、喜んでいる、あるいは希望を持てる、期待を持てるというところには、お金も人も出したらええんですよ。これがいわゆる政治手腕、あるいは会社で言えば、経営手腕なんです。そういったことを、やっぱり目に見える改革をしていくということが、私は非常に大事だろうというように思っております。

それから人事考課制度についても、5年前からいろいろやってもらいました。私は2回一般質問しまして、これは人がいるのに、組織があるのに人を管理するシステムがなかったんですからね……。そういったあやふやの中で人を管理してきたということがあったから、私が問題あるということで指摘をして、人事考課制度というのを導入してもらったんですよ。

この人事考課制度の中身は、どういうことをやりたいかという、これはやはり若くても一生懸命頑張って、有能な人には、50歳でも課長になれるよ、48歳の課長に、例えばなれますよというような一つの制度なんです、これは。そうすると、職員の意識が上がってくる、モチベーションが高まる、士気の高揚につながる、いろいろな分野にこのことがつながって、ひいては市民が一番恩恵を受けるんです。ですから、私はこの人事考課制度もつくった、けども本当に重用しているか、本当に働きをしているかということをお聞きしたいと思います。

最初のとき私は、平成14年だったと思うんですが、質問したときに、当時の副市長、名前、ちょっとよう忘れたけど、土井さんだったですかね、ちょっと名前忘れましたが、その副市長がこういうことを言いました。課長以上の方については人事考課制度を導入しますという答弁をもらったんですよ。で、平成15、16年度からこの人事考課制度ができたんですけどね。そのとき課長以上、それは当然です。それは組合員がいますから、組合と協議しなければなりませんから、それは難しい。そのとき部長さんは、その人事考課制度の対象外だったんです、当時。ことしからようやく部長も人事考課制度をする、その評価する方は副市長の方が評価するということになったんです。

本来、そのときの答弁は、部長は会社で言うならば取締役であるから、部長は人事考課の対象にならないと言うておる。まあ議事録を調べたらわかりますが、そのような答弁したんです。このとき私は思いましたね、こんなつまらん助役おったらだめだというふう

に思ったですよ、本当ですよ、これは。いや、本当。それはそうですよ、自分たちの改革をするために部長がですよ、そのまま身をもって、自分が身を挺してやっていくことは、そこにお座りの理事者の方たちなんですよ。それをできないようなことではだめということで、ようやくことしから入れてもらいました。それは遅いわけであります、評価をしたいと思います。

そこで質問したいと思います。本当に現在の職員定数がいいかどうかということも含めて、あるいは部次長・課長補佐という制度が、本当にこれからも残していきたいのかということ、この辺についてお伺いしたいと思います。これはやはり、言いかえれば年功序列をそのまま踏襲してきているということがあるんですよ。その年功序列ということは廃止する、そして、年功序列賃金は廃止していく。これは、もうどこの企業でも、もう何十年も前からやってきていることですからね。そういったことについて、1点お伺いします。

それと人事考課制度。現在は係長以上で、もちろん部長までの方が人事考課制度の対象者になっておりますが、今後、係長以下の人について、やはり全員の職員について人事考課をするという意思があるのかないのか。その辺について、お聞かせ願いたいと思います。

議長（行重 延昭君） 市長。

市長（松浦 正人君） まず、いろいろ御発言がございましたので、もしかしたら漏れるところがあるかとも思いますが、職員数につきましては、実は私が就任した当時、約11年前ですが、おおよそ900名でございました。それが現在は760人体制、140名減員しておるんです。これは率で言いますと、約15%減少なんですね。これはとても大きなことではないかと。

よく全国市長会なんかでも、実は聞かれるんです。どういうふうなことでこういうふうにしていったのかということですね。最近はいろんな、市長さんみんなデータを持っています。「あんたんとこ、えらいあれになっとるが、どうしたんか」と言って、「教えてくれ」と、こういうふうには「いやいや、こうこうこうなんですよ」、「ああ、そうなんか。うちはもうそれはとっくの昔にやっていたことだ」と、このような落ちもあるわけですけども、いずれにしても、かなりの人数は減ってきております。まだまだ、私は減らす余地はあると。

私は、時々豪語するんですけども「減らすときには半分だ。半分を目標に頑張れ」と。「増やすときには倍だ。倍を目指して頑張れ」ということを、よく私は言うんですが、それは1つの言葉のあれとして、この場合に適切ではないと思いますんですが。

今、おっしゃったように、次長が多い、あるいは課長補佐が多い、課の数も多すぎる、いろんなことも含めて、しっかりした見直しをしないといけない時期に来ていると、私

は思っております。

と同時に、これは最近の話なのですが、市役所は8時15分から5時15分まであいとおるといような、おおよその話8時半から5時ごろまでなら、市役所へ行けば大丈夫だと、こう市民の方々は思っておられるんですが、それを基本的に変えようじゃないかと。夜の7時まで、あるいは8時まで役所はあいているという形にもっていけないかと。時差出勤ですね、要するに。今までどおりの時間帯で出てくる人が半分、2時間遅れ、2時間半遅れで出てきて、2時間半ほど後まで働く人が半分。そうすると、部長は5時でお帰りになったけど、部次長がちゃんと補佐しておると。あるいは部次長は帰っちゃったけれども、部長が7時、8時までいると。後のほうのパート2のほうであると。あるいは課長は、きょうは帰ったけども、部次長はちゃんと残っておるといような、補完し合える関係が微妙に必要となってまいります。

それは、私、申し上げているのは市民課とか課税課とかというようなところだけじゃないんですよ。もう、財務部も人事課も、あるいは職員課と今、言いますが、職員課も、いろいろなどにかく市役所の全庁舎がその時間帯はあいておると。そうすることによって、市民サービスの機関として、市役所が本当に役立てる市役所になるということを、まず私は、これはもう号令を出して、実はあります。

それから、あとは人事考課の点でございますけども、これ詳しいことはあと総務部長から答弁いたさせますが、私はもっと強烈なことを、実はきょうの庁議で話をしております。いろいろな事柄に市の職員がもっと参画すべきであると。きのうのこの会合には市の職員はほとんどいなかった。すばらしい会合だったのに、市の職員、来ていなかったと。あるいはその前のこういうときにもいなかったと。でも、この時にはものすごく、なぜか知らないけど、部課長連中みんな出ていたような気もするぐらい集まっている会合もあったよと。そういうふうな事柄を、全部考課の対象にしていくような形の方法はとれないかと、知恵を絞ってみるという言い方ですけどもね、ポイント制みたいな形の。これが今盛んに建設業界でも言われておりますね、総合評価方式。ボランティア活動をどれだけやったかによって、経営審査の点数が上がっていくわけですね。

そういうふうな、民間でいろんなことを考えられておられることを、市役所の中で取り入れることはできないか研究してくれということ、きょうの庁議で総務部長に命じているわけでもあります。今の人事考課制度のことについては、また後ほど、総務部長から答弁いたさせたいと思います。

以上です。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） それでは、私のほうからは人事考課制度ということで御答弁を申し上げます。

議員さん御案内のとおり、本市では平成15年から、この人事考課制度を県内に先駆けてスタートさせております。15年からはその制度をスタートさせたと同時に、いわゆるこの考課の反映と申しますか、それを管理職、いわゆる課長職に反映をさせてきたというところがございます。その後、17年からは課長補佐職に拡大をいたしました。課長補佐につきましては、いわゆる給料には反映しないということといたしておりますが、ただ、そういった制度はスタートいたしております。それから18年度からはこれを係長まで拡大したということでありまして。

それから最後に、議員さん、御案内のとおり、本年度から部長・部次長職についても、この人事考課制度を導入するということといたしております。

御質問のこれを全職員にということと申しますが、現在国のほうで、その人事考課制度そのものの根本的な見直しと申しますか、新たに国の制度が、研究をスタートしていらっしゃるようでありますので、全職員と申しますか、一般職員につきましては、この制度がこういったものになるかを含めて検討していきたいと思っておりますし、現実問題、その一般職員まで広げると申すのも、一つ全く問題がないわけではございません。いわゆる一般職員はどこかの係に所属をしておられるわけと申しますから、当然、いわゆるその個人の目標は別にいたしましても、仕事の目標は係と一体感ということの中で、それを1人ずつ皆やっていくと膨大な事務量、これも現実的な話として、結構事務量はかさばってきます。

そういったことを含めて、国の制度も定められるということと申しますから、総合的に考えた中で、今後、ちょっと検討していきたいということと申します。

以上であります。

議長（行重 延昭君） 12番、馬野議員。

12番（馬野 昭彦君） ありがとうございます。前向きな御答弁ということで受けとめたいと思います。

やはり、国のいろいろ方針というのが出てくる、それによって各地方自治体が動かなければならない、これはもうしょうがないことだと思いますので、ぜひともこの人事考課制度については、非常にこの、県内、先ほど話がありましたように、たしか2番目じゃなかったかと思っております、当時14市の中ではですね。そのぐらい早い対応をしておりますので、国の指針・方針を見ながら、早目に対応していただくということと、それから全職員の士気の高揚につながるためには、全職員に人事考課制度を取り入れてもらうということをお

く要望しておきたいと思います。

それからもう1点、要望につきましては、本当に市民に必要な係がありますよね、市民課とか。そういうところは、やはり各民間企業も一部は導入していますが、フレックスタイムというのを導入したらいいんですよ、時間をずらすんですよ。10時出勤、それから6時に帰ると。そういうことをやっていくと、もちろん残業代も要りませんし、市民の方に喜ばれるんですからね。そういうことを前向きに検討していただくということを、この件についても強く要望しておきたいと思います。

職員の定数につきましては、我々議員サイドも、実はこの11月に行われます市議会議員選挙は、30名から27名に3名削減しています。私はその27名がいい、悪いかは別にしまして、やはり職員もお互いに努力していく、議員サイドも努力していくということは、多くの市民がもう見ている 市民が見ているからやるというんじゃないんですけども、やはりこれは当然の義務であろうということであります。

そこで、これは非常に答えにくいかもしれませんが、市議会議員定数を今回27名にしましたけども、その辺の評価、どう思いますか。

議長（行重 延昭君） 市長。

市長（松浦 正人君） 私は常に、はっきり申し上げますが、私は、もっと、もっと減員をしていただきたいと、このように強く思っております。

と申しますのは、市民の行政に対する需要、お求め方というものは、もうさまざまな分野にあるんです。本当に福祉の政策にしても、あるいは交通体系の整備にしても、もういろんな事柄について、もうたくさんのお要望がございます。それらを、積極的に解決をして、きちっとした防府市として、防府市が防府市として、これから市政100周年を迎えるところまでもっていくためにはもう限度があります。行政改革をやっていっても、やっていっても限度というものがあると思うんです。

そのある意味での聖域になっているのが、私は議会であると、このように感じておりますので、議員の皆様方がより真剣に、今までも36人を32人に、32人を30人に、そして今度は30人を27人という形で来ておりますが、時代のスピードに合っていない。これからのスピードを考えていくと、先ほども申し上げたように減らすときには半分と。そのぐらいの感覚で取り組んでいただくことを、私個人の意見として、あえて申し上げさせていただきます。

議長（行重 延昭君） 12番 馬野議員。

12番（馬野 昭彦君） それでは時間もありませんので、4選についてちょっとお伺いしたいと思います。

この4選は、先ほど壇上でも申し上げましたように、3選が多選か、4選が多選か、5選が多選かということになるでしょうが、これはいろいろ物議を醸し出すところでありますが、私は、4選は多選という見方をしている1人です。

これは何かというと、日本の地方自治体がある中で、首長というのは非常に権能が極めて強く、首長が政策あるいは立案からいろいろの施策の実施に至るまで、一手に自分が行うわけですね。そして、首長が行政の人事権や毎年の予算を決める決定権、あるいは土地利用の許認可権などを一手に握ることになるわけです。そうすると、多選を繰り返すと、どうしても首長の専制化あるいは独裁化が起こり得るんです。そこで行政組織が膠着化しまして、そういう可能性が出てくるというふうに思っております。

そして、人事の停滞は側近政治により職員の士気が低下する。「市長、あんたがやりなさいよ。私は知りませんよ」というふうに職員がそっぽを向くと、あるいは癒着が広がる、そういった、あるいは談合とかいろいろ悪い土壌につながってくるということで、私は、多選反対という理念をずっと持っている人間であります。

ですからこれは、先ほどの松浦市長からの答弁では、市民がその辺について判断するということですが、先ほど壇上でもちょっと申し上げましたが、県レベルではやはり神奈川県、それから、多選禁止というのはなかなか難しいんですけど、多選自粛条例というのをつくっているところもかなりあります。ですから、これからは猛烈なスピードでこういった多選禁止、あるいは自主規制というものが入ってくると思います。そういった市町村もたくさん、東京都を中心に、近くでは大分県の中津市と、そういうところも制定をしておりますので、ぜひとも私は、多選禁止ということを訴えておきたいと思います。

そこで松浦市長に、次の選挙は、それこそ1年10カ月先ですかね、もう。松浦市長の個人的なことはもちろんお聞きはしませんが、しかし私は多選反対論者として、先ほど申し上げましたようにいろいろの問題が発生してくるということでもあります。

私は松浦市長と、実はお会いしたのが平成10年5月25日だったように、私の手帳には載っておるんです。それは、当時、リコールされそうになった市長がまた立候補する。もちろん自分がリコールされる前にやめましたから、リコールされていないんでしょうけども、その人が立候補するという動きの中で、私は一市民、一市会議員として、「これは困る」という思いの中に立って、松浦市長のところの事務所に行き、「即戦力のあるあなたが、県会議員をやめて市長に出てくれ」というお願いに行った者であります。

もちろん松浦市長も覚えていると思いますが、しかし、その後いろいろの3期の選挙戦を戦いました。1期目はそういった防府の汚名を返上する。汚名はそそがなければならぬようなことの名言を残しながら、第1選目は大勝利しました。2選目は、私、いろい

る選対に入って思っておりましたが、誹謗中傷的なビラが飛び舞う、あるいは右翼団体の街宣活動による、いわゆる妨害を受けながら、しかし良識ある市民の方々が多くいて再選を果たした。3選目はやはり「とことん防府」という大きなキャッチフレーズで、防府を単独市政でつなぐという思いが、市民の方に共感をいただきながら3選を受けました。

そこでこの4選については、私は松浦市長に4期も、5期も、6期もやってもらいたいという多くの市民がいると思いますが、私は反対論者でありますので、私はそのことは絶対多選をしては困るという思いであります。

しかし、松浦市長がこれまで取り組んでこられた行政改革、例えば一例を申し上げるならば、平成10年の第1年のときの市の市債、借金は440億円あったのが、来年、いわゆる平成20年度の見込みでは340億円、実に100億円の借金が減っておるんです。これは素晴らしいことなんです。過去の市長がだれも手をつけなかった、この行財政改革に真剣に取り組んできた、この成果だと思えます。それに大型事業ですね。斎場、消防署あるいは給食センター、これからスポーツセンターあるいは焼却炉の大型事業もありますが、そういった基金も、いわゆる家庭で言えば貯金であります。これも大幅に積み残しをしております。これは素晴らしいことだと思えます。

そこで私は、多くの市民は松浦市長に4選、5選ということをお願いするかもしれませんが、あなたは物すごくそういった政治手腕がありますので、そして平成10年の5月25日の最初に市長のお願い、それから2選、3選のお手伝いをした、いわゆる私は自分では松浦市長の生みの親、育ての親というふうに思っております、自分では。

で、ありますので、私は多選反対論者の1人として、その辺を、1年数カ月先のことでありますが、肝に銘じていただきたいと思えます。しかしながら、そうは言っても松浦市長の政治手腕は素晴らしいものがありますので、これを例えば国政に打って出るとか、あるいは県のほうに出ていくとか、そういった別の角度から自分の政治手腕というものを発揮してはいかなものかということでもあります。

これは答弁をしてもらいますと大変なことになりますので答弁は要りませんが、そういった思いを持っているということでありますので、よろしくお願ひしたいと思えます。それでこの項を終わります。

それで、次の今の行政報告、これについては引き続きいいですかね。

議長（行重 延昭君） 観光行政ですか。市長の行政報告、観光行政についてお願ひします。

12番（馬野 昭彦君） 観光行政につきましては、いろいろ御答弁いただきましたので、ぜひとも近隣市町に働きかけをしていただきながら、どんどん押し進めていただきました

いというふうに、強くこの件は要望しておきたいと思います。

議長（行重 延昭君） 次は消防行政について。消防長。

消防長（武村 一郎君） 救急救助係の救急救助課への昇格についてお答えをいたします。

救急救助係につきましては、増大する救急需要に適切に対処するため、平成13年4月に警防課内に新設したものでございます。現在、救急救命士の資格を持った課長補佐1名と救急救助係長1名を置き、救急業務高度化推進事業計画に基づき、救急救命士の養成、気管挿管・薬剤投与の認定に向けた再教育の実践、山口県中部メディカルコントロール協議会の幹事としての業務や、高規格救急車を含む高度救命資機材の整備を所管事務として、消防署救急隊と密接に連携をし、業務に当たっているところでございます。

救急救助課への昇格につきましては、所管する業務量と重要性に加えて、他の業務を含めた消防本部全体のバランスと、救急救命士を含む職員全体の処遇の問題を考慮して判断する必要があると考えます。県内13本部の状況を見てみますと、救急救助課を設置している本部はなく、また中国5県の53本部においても、救急救助課を設置しておる本部は、鳥根県に1本部と広島県の1本部のみというのが現状でございます。

このような県内外の状況や本市消防本部における業務の実態から、現在の救急救助係においてその職責を十分に果たしているものと考えておりますことから、現状況下での救急救助課への昇格は難しいものと考えております。

どうぞ御理解をいただきたいと存じます。

議長（行重 延昭君） 12番、馬野議員。

12番（馬野 昭彦君） まあ難しいということでございます。しかし、他県の話をしたけど、中国5県では2カ所しかないということですが、ぜひとも、先ほど壇上でも申し上げましたように、市民の安心安全、そして一番我々が頼りにする消防署であります。そういったところに人もお金もかけるということは、だれも私は反対する人はいないと思うんです。ですから、今後、そういった前向きな姿勢で中国圏は2県しかないから、後はもうちょっと様子を見るよというのではなしに、やはり防府はそういった安心安全に住めるまちだと、我々が守ってやるんだという強い思いを抱いていただきながら、この問題も前向きに検討してもらいたいと思います。

それから、時間がありませんが、余り質問はできませんが、要望等になろうと思います。先ほど壇上でも申し上げましたように、気管挿管とか、あるいは薬剤投与、いわゆるこれは非常に今、救急救命士の方には、ある意味では負担になろうかなと思うんです。

平成15年からでしたか、17年から、そういった新たな今の気管挿管と薬剤投与の

新しい研修を受けなさいということができました。その後の、研修所に、あるいは養成所に入る人は、そういった資格を取って帰れますが、以前の方、そういう資格を持っていない方についても、これからもどしどし、そういった研修の場に行っていただいて、気管挿管や、それから薬剤投与を受けられるよう体制を、これからもつくっていただきたいと思っています。

それから、今、消防署は女性の消防署員がいると思うんです。これも他県のことかどうかということ調べてみたら、女性の救急救命士さんもいるんですよ。その方は非常に、患者さんは男性ばかりじゃありませんから、女性の方の患者さんについては、そういった女性の救急救命士さんが行かれると非常に安心するというように聞いていますので、そういった養成も、今後どしどししていただいてももらいたいと思います。

ただそうは言っても、消防士さんは今1名だと思いますね、防府市は。その方も救急救命士の資格を受けることができるのかどうか、その辺を最後に、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

議長（行重 延昭君） 消防長。

消防長（武村 一郎君） 防府市消防法における女性の救急救命士についてお答えをいたします。

平成20年4月1日現在、女性の救急救命士はおりませんが、本年9月から女性職員1名を救急救命研修所に派遣しておりますので、平成21年度には、女性の救急救命士が誕生する予定でございます。

議長（行重 延昭君） 以上で、12番、馬野議員の質問を終わります。

ここで昼食のため、午後1時まで休憩といたします。

午前11時57分 休憩

午後 1時 開議

議長（行重 延昭君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

午前中に引き続きまして、一般質問でございます。次は、17番、木村議員。

〔17番 木村 一彦君 登壇〕

17番（木村 一彦君） 日本共産党の木村一彦でございます。若干風邪を引いておりました、お聞き苦しい点もあるかと思いますが、御容赦願いたいと思います。通告に従って、質問いたしますので、簡潔で誠意ある御答弁をお願いいたします。

まず最初に、小学校給食の民間委託について質問をいたします。

自治体労働者の組合である自治労連本部は、去る7月15日、学校給食の偽装請負問題

で、厚生労働省の本省と交渉を行いました。労働省告示第37号は、労働者派遣ではなく請負であることの条件として、1、機械、設備、材料等を自己の責任と負担で準備すること。2、専門的な技術もしくは経験に基づいて業務を処理することのいずれかに該当しなければならないというふうに定めております。

この日の交渉は、この告示37号の1、すなわち機械、設備、材料等を自己の責任と負担で準備すること、このことに照らして市が食材を一括購入し、民間業者に提供することは偽装請負ではないのか。さらに告示37号の2、すなわち専門的な技術もしくは経験に基づいて業務を処理すること、このことに照らして防府市などが主張している学校給食調理業務は、専門的な技術もしくは経験に基づいて業務を処理しているので、労働者派遣ではなく請負だと、こういう見解は正しいのか。この2点を中心に行われました。

これに対して厚生労働省の回答は、「1については、防府市の場合などのように無償提供はもちろん、仮に有償で提供するという別個の契約を結んでいたとしても、独禁法違反などと判断されれば正当なものとは言えない。2については、ここで言う専門性とは、普通の事業者にはない高い専門性や技術のことを言っているのであり、発注者が自分のところでできないから高い専門性を持つ事業者に請け負わせるものである。逆に言えば、発注者が指揮・命令できるような業務は、専門性があるとは言えない」というものでありました。

市教育委員会がこれまでたびたび説明してきたとおり、食材や献立はすべて市側が準備し、学校の設備、機械等をそのまま使用させるわけでありますから、告示37号の1に該当しないことは明白であります。

そこで問題になるのが、告示37号の2の専門性の問題です。市当局は、昨年12月議会での田中健次議員の一般質問に対して、専門性があるから偽装請負には当たらない、こういう趣旨の答弁をしております。しかし、さきの厚労省の見解に照らせば、これまで市の調理員がやってきたことをそのまま請負業者にやらせるわけでありますから、自分のところでできないほど高い専門性を持つとはとても言えません。したがって、告示37号の2に該当しないことも、これまた明白であります。

法令は、1もしくは2のいずれかに該当するときに、初めて労働者派遣ではなく請負だとしているのでありますから、いずれにも該当しない防府市の場合は、明らかに偽装請負になるのではないのでしょうか。当局の御見解をお伺いしたいと思っております。

また、去る7月25日、山口県自治労連などが山口労働局長に対して、先に述べた厚労省本省との交渉の結果をもとに、偽装請負問題での申し入れを行いました。その中で山口労働局は、「防府市からも相談があったが、法や告示の内容を伝え、指導したのであって、

防府市のやり方でよいというお墨つきを与えたのでは決してない」と発言しております。これまで市教育委員会は、「県労働局にも相談し、問題ないと言われている」と受け取るような発言をしておりますけれども、この点についてはどう考えておられるのか、あわせてお答え願いたいと思います。

次に、市道の交通安全対策について質問いたします。

我が党市議団は、さきに市内の全世帯を対象に、住みよい防府市を目指す市民アンケートを行いました。これには、これまでにない多くの回答が寄せられましたけれども、そのうち8割を超える人々が以前に比べて生活が苦しくなったと回答しており、市に重点的に取り組んでほしい施策として、介護保険料の引き下げ、国保料の引き下げ、高齢者福祉支援、医療制度の拡充等々、社会保障制度の拡充を挙げております。まさに格差と貧困の広がり、市民生活の隅々にまで根深く浸透していることを示しております。

一方、生活環境改善の要求も数多く寄せられました。安全安心なまちづくりの観点からも、こうした市民生活に密着した環境整備と交通安全対策は、幹線道路の整備等にも増して急がれる課題であります。

そこで第1に、カーブミラーと側溝についてお尋ねいたします。アンケートでは殊のほか、カーブミラーの設置と側溝の整備についての要望が多いのが特徴でした。

そこで第1点、カーブミラーの設置要望は年間何件くらいあり、そのうち何件を処理しているのでしょうか。未処理で積み残しになっているのは、何件くらいあるのでしょうか。カーブミラー関連の予算は幾らで、毎年の推移はどうなっていますか。積み残しを出さないよう、毎年すべての要望を処理するには、どのくらいの予算が要るのでしょうか。足りない場合は増額すべきだと考えますが、いかがお考えでしょうか。

第2点、側溝については、さきの6月議会で藤本議員が一般質問をされており、答弁では、平成18年度、19年度において26カ所を整備、19年度末の未整備が114カ所、延長約12キロメートル弱で、年間1キロメートル程度の整備をするとして約11年かかる、こういう答弁であります。そして、側溝に投資した金額は、18年度が4,545万円、19年度が3,000万円、20年度の予定は5,080万円となっております。市民の安心安全を図る上からも、もっと整備を急ぐべきであり、予算も増額すべきだと考えますが、いかがお考えでしょうか。

この項の第2に、市道三田尻西浦線の交通安全対策についてお尋ねいたします。

市道三田尻西浦線というのは、桑山中学校の前から華城小学校を通過して、西浦黄金通まで抜けるあの道のことであります。さきのアンケートでは、この道路の交通安全対策についての要望が非常に多かったのがもう一つの特徴でありました。この道路は、市道とは言

いながら市の東西を結ぶ幹線道路の役割を果たしており、車の交通量も非常に多いことは、先刻御承知のとおりであります。一方この道路は、桑山中学校、華城小学校の通学路となっており、毎日、児童・生徒たちが登下校時に通っております。

アンケートには具体的な指摘が多数あったので、私も現地を調べて歩きましたけれども、この通学路の歩道の整備と安全対策が極めておくれており、危険箇所がたくさんあることに改めて驚かされました。

市はこうした実態をどのように把握しておられるでしょうか。また、通学路という特殊な事情も含めて、この安全対策をどのように考えておられるでしょうか。具体的な改善策を含めてお答え願いたいと思います。

以上で、壇上からの質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 17番、木村議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは、市道の交通安全対策についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目のカーブミラーの設置及び側溝整備についてのお尋ねでございますが、毎年各地区からカーブミラーの設置など、交通安全対策にかかる要望がなされておりますが、要望のあった箇所について、基準に基づき設置いたしております。

カーブミラー設置にかかる陳情・要望件数、設置件数及び積み残し件数でございますが、18年度では32件で積み残しはありません。19年度は40件で、設置は30件、積み残しは10件でございます。20年度は6件で、設置は前年度積み残しの10件を含め16件で、現時点ではすべて整備し、積み残しはありません。また、カーブミラー設置につきましては、交通安全施設設備工事費から、毎年300万円程度を充てております。

側溝の整備につきましては、本年6月の市議会におきまして回答いたしましたように、19年度末の未整備が114カ所、延長約12キロメートル弱で、年間1キロメートル程度の整備をする場合には約11、12年かかりますが、できるだけ整備期間が短くなるよう努めてまいりたいと思います。

次に、2点目の市道三田尻西浦線の実態の把握とその安全対策の考え方、及びその改善策についてお答えいたします。

市道三田尻西浦線は、西浦地区・華城地区と市中心部を東西に結ぶ路線であります。御指摘のとおり本線は、道路が狭隘で歩道のない所が大半であるため、市では特に狭隘な交差点の整備などを行ってまいりましたが、交通安全の面からも十分ではないと認識しております。これらの状況の把握につきましては、地元からの要望や道路パトロール、市道危

険箇所調査などにより実態を把握し、整備を行っております。

本道路につきましては、道路拡幅整備を行うことが最善の対応策と考えますが、道路拡幅に当たっては多大な費用と沿線住民の御協力が必要となります。このため交通量の緩和対策といたしましては、市道三田尻西浦線に並行して、南側に市道天神前植松線の改良事業を実施しており、平成26年度に完成予定でございますが、この路線が開通した場合には、市道三田尻西浦線の交通量が緩和されるものと考えております。

また、現道路におきましては交通安全対策として、歩道のない箇所につきましては、平成19年度から本年度にかけてカラー舗装整備を行い、車道と歩道とを明確化するように対策を講じておりますので、御理解、お願いをいたします。

残余の御質問につきましては、教育次長より答弁いたします。

議長（行重 延昭君） 17番、木村議員。

17番（木村 一彦君） それでは、まずカーブミラーについて再質問させていただきます。

今の御答弁では、19年度を別にして、ほとんど毎年要望のあった所は実施しているという御答弁でありました。

そこでお尋ねしますが、カーブミラー1基を設置するのに大体どのぐらいの費用がかかるのでしょうか。

議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（阿部 裕明君） それでは、カーブミラー1基の設置予算はどれぐらいかという御質問でございますが、規格によって両面とか、丸型、四角といろいろありますが、平均的に1本設置するに当たっては15万円程度というように考えております。

議長（行重 延昭君） 17番、木村議員。

17番（木村 一彦君） 確かに市に正式に陳情があるケースは、先ほど言われたように32件とか40件とか、平成20年度に、今年度にわたっては6件と比較的少ないようですが、実際に市に正式に陳情が出されなくても、潜在的な要望というのはたくさんあると思うんです。私どもの今回のアンケートでも数十件、実に多いのに驚きました。これらの方々は、日ごろ、市役所にあえて設置してくれとなかなか言いに行かなくても、日ごろ困っているなど、常々不便を感じておられる、あるいは危険を感じておられる箇所が、正式に陳情が出る以上にたくさんあるというふうに思います。

市役所のほうも今、道路課なんかではちゃんとカーブミラーの設置の陳情様式をつくって、すぐ出せるようにもされておまして、この点は非常にいいことだと思うんですが、そういう点では、もっと自治会なんかでも、交通事情がどんどん変わってきますから、恒

常にカーブミラーの要望はつかんで出せるように、1基が15万円程度ということで、それは数が物すごく多くなれば大変な予算になりますが、それほど大きな負担がかかるわけではありませんので、そういう潜在的な要望もつかんでいく努力もぜひしてもらいたいということをおひとつ要望しておきたいと思います。

それから、パトロールされるということですが、私どもに対する要望の中で非常に多かったのは、確かにカーブミラーがあるけれど、角度が悪いので役に立たないとか、あるいは非常に危険であるということも随分ありました。これはやはりパトロールされる際に、ぜひ気をつけて見ておいていただきたいなというふうに思います。

カーブミラーについては、私どもが出した要望でも即こたえていただくこともありましたので、迅速にこたえていただけるケースも非常に多かったんで、今後もさらにそのようにしていただきたいというふうに思います。

それから側溝のほうですが、これは壇上での私の質問に対する御答弁もその繰り返しのようになりましたが、これは今のペースでいくと、まだ10年以上要望を解決するのにかかるということですが、側溝と一口に言いますが、用水を兼ねた大きなものから、本当の溝程度のものでいろいろあると思うんですけど、これについてはもう少し早めに、11年たって今出ている要望が一応解決する。その間にまた新たな要望が出てきます。そういう意味では、これ大変解決が遅くなる、あるいは永遠に先延ばしにされることになると思うんですが、その辺はどうお考えでしょうか。

議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（阿部 裕明君） 側溝の整備に当たりまして、さきの6月議会でも、約11年程度は現在の要望をかなえるにはかかるという答弁をいたしております。現実その要望箇所すべてを実施すれば、そういう数字になるわけですし、要望の中を、緊急性を含めてその順序をつくっていくというようなことで、必要なものから早く整備していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（行重 延昭君） 17番、木村議員。

17番（木村 一彦君） わかったようなわからんような答弁ですが、ぜひ今のままのペースでいくということではなしに、今の部長の答弁でも緊急性のある所は急いでやりたい旨の御答弁だったように思いますから、予算の問題もありますが、とにかく比較的早く、しかも少額の費用でできる所は急いでやってほしい。この11年かかるというのでよしとせずに、これをもっと早めて、財政当局にもうちょっと要望して、ぜひこれは早めてもらいたいと思うんですが、財務部長、どうでしょうか、その辺で少し考えはあります

か。

議長（行重 延昭君） 財務部長。

財務部長（吉村 廣樹君） 道路側溝等の整備をもう少し早くならないかという御質問でございますが、平成19年度だったと思うんですが、市長の予算編成方針で、安全安心の取り組み重点項目を設けまして、19年度の予算からかなり予算をつけておると記憶しております。これは、市民生活の上で大事なことでございますので、その辺をやっておるつもりでございます。

先ほど土木都市建設部長のほうから話がありましたように、緊急度の高い所からということが、これは前提条件でございますけれど、限られた財源の中でございますし、全体的な予算が減っておる状況の中で、この辺については十分な予算対応をまたしてまいりたいと思っておりますし、私どももその辺は十分注意していきたいと思っております。

以上です。

議長（行重 延昭君） 17番、木村議員。

17番（木村 一彦君） 壇上でも言いましたけれど、市長は常々市政運営に当たって、安全安心のまちづくりということを非常に強調されております。その点では、やはり壇上でも言いましたが、莫大な費用を必要とする幹線道路の整備も、これはやらなければいけないことではあります。それよりぐっと少額の費用で済む、こういう生活に直結した生活道路の改善、このためのお金をもう少し重点的に使うように、ぜひ要望しておきたいというふうに思います。

この項は終わりました、それじゃあ次に、市道三田尻西浦線のことについて質問いたしたいと思えます。

議長の許可を得て、ちょっと写真パネルを用意しておりますので、これを掲げながら質問をしたいと思えます。

先ほど申しましたが、市道三田尻西浦線というのは、三田尻の協和発酵に行く道からずっと桑山市営住宅の下を通過して、桑中の前を通過して、華城小学校を通過して、黄金通から西浦に抜ける、あの道路のことです。

私は東側からずっと見て回りました。大変交通量が多い上に道幅が狭い。しかも歩道が、非常に未整備であるということを感じました。その中で特徴的な最も危険な所の1つ、これがまず第1点です。これは桑中の前です。桑中の前で、今、引越のサカイのトラックが出ているのは、スイミングスクールの所から出ているところなのです。ここにこういうものがあります。要するに枠で囲ってあって、歩道が通れなくなっているんです。なぜそうなっているかって、ここに大きな穴が開いているんです。これは水路だ

と思うんですが、水路のふたがないんです。だから、ここを歩いているとドンと落ちるから、危ないからこの防護さくみたいなのがここにあるんです。これは歩道が遮断されていることなんですね。ここをふさぐことは何とかできないのかと、こんなことをして歩道を通れなくしている。そんなの論外ではないかというふうに私は思いました。

それからちょっと進みますとこれです。これはいわゆる仁井令交差点という交差点です。吉本花城園から南へ下ってくる所と、今の道路が交差する所です。ここは非常に狭くて危険な交差点です。これ今、写真、ちょうど私、タイミングよく撮ったんですけど、女性が自転車で通っていますが、この車は桑中のほうから華城小学校のほうに向けて、西から東へ進む車です。これは信号でとまると、必ず歩道のほうへはみ出してとまるんです。私でもそうします。なぜかという、そのまま停止していたら、向こうから来る対抗車が通れないんです。だからどうしても歩道にはみ出して、食い込んでとまるようになっているんです。だから、ここの幅は非常に狭い、非常に危険です。子どもたちがここを毎朝通うんですから、これが1つ。

それからずっと西に行きますと、先ほど御答弁にありましたように、カラー舗装が確かに最近はされております。されておりますが、これをごらんになったらわかるように、こちら側が家の塀です。この舗装の幅というのは50センチぐらいしかないんです。しかも、ここを子どもが1人ずつ並んで通れば通れんことはない。ただ、これは暗くなって見えませんが、ここに側溝があるんですよ。側溝というか、わずかな小さい幅の溝があります。ここにふたをかければ少し安全なんですね、安全なんです。だけど、これは何もふたがかかっていません。草がぼうぼう生えています。これはなぜかかかっていないのか、不思議に思います。

それから次、さらに華城小学校のほうへ行きますと今度はこれです。歩道がありますけど、歩道の真ん中に標識が立っているんですよ。歩道が通れないんです。だから、これはもう歩道を通るなということなんですね。標識がど真ん中に立っている、狭い歩道の真ん中に標識が立っている。これは何とかならないのかなと思います。

さらに華城小学校のほうへ近づくとこういう状態。歩道と言えば歩道ですが、でこぼこ、でこぼこ、これは自転車はもちろん通れません。でも、歩行者もなかなかこんな所を通れないですよ。どったんどったん、こんななっているんですから。こういうのが放置されている。

それぞれ理由はあると思いますよ、こうなっている背景なり、理由はあると思うんですけど、問題はやっぱり子どもたちが毎日通う、その道がこんな状況に放置されているということが、私は最大の問題だと思うんです。

ここでは学校なんかに聞いてみますと、毎年2件から3件の児童の交通事故があるそうです。それから、大人でももちろんここで事故をやっている人が随分あります。だから、この通学路をこういう状況に置いておいて、安全安心というのは、私は言えないんじゃないかなと思うんです。これはそんなにすごいお金がかかる歩道整備ではないと思うんです。ぜひこれは、今指摘した所だけでも改善すれば、随分と子どもたちは助かる。

先ほど、このすぐ南側に都市計画道路を今若干やっています。わずか何百メートルか完成しています。しかし、まだまだ平成26年度完成と言うんですけど、それが26年度にできるかどうかというのは、これまたはっきりわからないというのが関係者の感想です。10年かかるかもわからない。その間に今のような状況を甘んじていかなければいけないのかどうか。そのことも含めてぜひお答え願いたいと思います。

議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（阿部 裕明君） それでは、三田尻西浦線の道路の状況、5カ所指摘をされました件について、その現況と今後の考え方ということで御説明させていただきたいと思います。

まずは1点目、桑山中学校の南側にあります歩道が切れておるといような所でございますが、実はこの歩道の所は、用水路にふたがけをした構造のものでございます。ちょうどそのふたがない所は、用水路の水利関係者の取水時における取り入れ場がございます。堰板を操作するための開口部となっておるわけでして、現在も用水の取水がなされております。このふたがけが実際可能であれば、ふたがけをすることによって歩道の確保ということも可能でございますが、その関係者の方と今後協議しながら、方法も含めて検討してまいりたいというふうに考えております。

2点目の仁井令の交差点と申されました、交差点の幅員の問題ですが、この交差点の場所につきましては、東側、桑山中学校側と西側の幅員が約1メートル違っております。そのため車が停車したときに、歩道部分に入っておるといような現状が生じております。この部分の解消に当たりましては、道路の拡幅以外に方法はないと考えておるわけですが、御存じのように道路の南側には住居が連担しております。北側のコンビニの駐車場とか、アパートの駐車場があるわけですが、こちらのほうの用地の協力をいただかない限り、なかなか拡幅の問題も難しいというふうに考えておりますので、その地権者並びにその関係者の方々と協議をするというような方向は、今後、検討していかなくてはいけないというふうに考えております。

3点目の道路側溝にふたがない所ということでございますが、先ほども道路側溝の整備につきましては、排水問題及び交通安全上の問題という観点から、ふたがけをして安全が

確保できるという所につきましては、その実施に向けて考えていきたいというふうに考えております。

それと、歩道の中の交通標識の件がございましたが、実は以前からこの場所につきましては、地元の方から御要望いただいております。実際、同じ所にカーブミラーがあったわけですが、このカーブミラーの支柱については道路課のほうで対応しております。しかしながら、この交通標識につきましては防府警察署と協議を行ったわけですが、現時点では移設ができないというような回答を得ておるわけで、そのあたりで御理解を願いたいというふうに考えております。

最後の歩道に凹凸がある、でこぼこがあるという所でございますが、設置当時は用水の確保及び歩行者の安全確保の面から、1段高いふたが設置されたのではなかろうかというふうに考えております。その維持管理に必要なため、そのふたの場所に鉄板で覆われた開口部もあります。当然、そのふたをフラットにするということになりますと、水路断面の減少ということもありますので、こちらのほうのフラット化ということにつきましても、用水関係者と協議しながら、可能な限り進めてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解、よろしく申し上げます。

以上です。

議長（行重 延昭君） 17番、木村議員。

17番（木村 一彦君） 私はたまたま5つの箇所を取り上げたただけであって、この道路全体が、非常に通学路として危険な場所であることには変わりありません。市内には、同じように危険な通学路がたくさんあります。私の地元の牟礼地区でも同じように危険な通学路があります。

私は、今、孫が小学校に通っておりますけれども、こういう危険な箇所を毎日本当に通っているのだということ、親御さんたちや先生たちや関係者が見たら本当に驚くと思うんです。そういう意味では、もっと子どもたちが危険に遭わないようにということをまず第一に考えて、それはいろいろ水路の問題、その他、水利権者の問題や行政の都合はあるでしょう。あるでしょうが、第一に優先すべきはやっぱり子どもの安全です。その観点から、そんなに市政を揺るがすほどの大金がいるわけではないんですから、工夫も凝らしてこれを整備してほしいというふうに思うんです。

そこで教育長、ちょっとお伺いしますが、こういう状況について、教育関係者として教育の立場からどういうふうにお考えでしょうか。

議長（行重 延昭君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） 子どもの安全ということにつきましては、その観点からします

と、議員御指摘のとおり、できるだけ早急に整備をしていただきたいと思います。

通学路は、学校のほうから教育委員会のほうに届け出があるわけですが、交通安全という面からは、今のような議員の御指摘の問題がありますけども、もう一つ不審者等への対応という問題がありますので、学校側もなかなか他のルートに踏み切れない問題があるのではないかと思います。

いずれにしても、子どもの安全第一に考えながら、担当のほうでまたお考えいただきたいなと思っております。

議長（行重 延昭君） 17番、木村議員。

17番（木村 一彦君） 典型的な所として、特に要望側の私どものアンケートに対しても非常に多かったのをこれを取り上げたのですけれど、市内全域に同じような状態があるということをまず認識していただいて、まずは土木都市建設部のほうでも知恵をもう少し出してもらおう。水路の問題、その他はね。それから、お金はそんなにかからないと思うんで、ぜひその知恵を發揮しながら早く改善して、都市計画道路は何年先になるかはっきりわかりませんので、それまで10年も待たされたんじゃあ、子どもたちもかわいそうだし、親御さんも心配ということで、ぜひ急いでやってもらいたいということを要望しておきたいと思います。

この項については終わります。

議長（行重 延昭君） 次は小学校給食の民間委託について、教育次長。

教育次長（山邊 勇君） 小学校給食調理業務等一部業務委託についての御質問の答えします。

議員御承知のとおり、平成18年9月から学校給食センターで調理業務等一部の業務を委託する方法により、中学校給食を開始いたしました。この業務委託を始めるに当たっては、先進市の契約内容や業務仕様書などを参考にしながら、安心でおいしい給食が安定的に実施できるように検討し、また、開始後もよりよい給食になるようアンケート調査を実施するなど、安全でおいしい給食の提供のため努力を続けてきたところです。

また、本年9月から学校給食センターの経験を踏まえて、中関小学校と華城小学校の給食調理施設での給食調理等一部業務委託を開始したところです。

さて、防府市の実施している学校給食調理等一部業務委託が、偽装請負になるのではないかと御質問ですが、議員御承知のとおり、労働者派遣法に違反したいわゆる偽装請負と言われる人材派遣事業と、業務請負による事業の区分を明らかにするための基準が、昭和61年、労働省告示37号として告示されています。

この告示には、業務請負により行う事業であるための区分が幾つか定められていますが、

御質問の区分はこの告示の2条2号八で、単に肉体的な労働力を提供するものではないこと、具体的な区分としては、次の(1)か(2)のいずれかに該当することと定められています。(1)は、「自己の責任と負担で準備し、調達する機材、設備若しくは器材又は材料若しくは資材により業務を処理すること。」(2)は、「自ら行う企画又は自己の有する専門的な技術若しくは経験に基づいて、業務を処理すること。」となっています。この(1)と(2)のいずれにも該当しない場合には、いわゆる偽装請負になると定められています。

議員御質問の第1点目、食材の提供に関することについてですが、防府市では、食材の購入は学校が行っており、この告示の(1)の条件は満たしておりません。しかし、(2)の条件である、「専門的な技術若しくは経験に基づいて、業務を処理すること。」に該当しており、偽装請負にはならないと考えております。

給食調理業務がこの(2)で条件とされている、「専門的な技術若しくは経験に基づいて、業務を処理すること。」に該当するか否かですが、学校給食の調理業務の委託に関して、まさにそのことが争点となった東京都杉並区を被告とした裁判が、東京地裁、東京高裁で争われ、平成16年に裁判所の判断が下されています。

この判決文の中で裁判所は、「学校給食の調理業務は、限られた時間内に大量の給食を定められた献立記載のとおり調理することを要し、かつ、その喫食者が小中学生であることから、特に十分な安全性が求められるところ、本件委託においては、仕様書のとおり、調理員のうち最低2名は調理師の資格を有し、4年以上の集団給食調理業務の経験、2年以上の給食調理業務の経験を有する者を配置し、スムーズな調理業務の実施と高度の安全性を確保し、かつ、その調理作業は、受託業者が作成した調理作業工程表、及び作業動線表に基づいて行うことにより、これらの要請にこたえることが予定されているものであるから、本件各契約における業務は、各給食業者の「専門的な技術若しくは経験」に基づいて行われていると言うことができ、この点についての独立性、(2条2項八所定の要件)が欠けているものとも認められない」と、明確に法的な判断が下されています。

市教育委員会といたしましては、現在行っている学校給食調理等一部業務委託は、労働省告示37号2号八(2)の要件を法的に満たしている請負契約であり、労働者派遣法に反する偽装請負ではないと確信をしております。

次に、山口労働局の指導についての御質問にお答えします。

これまでも御説明しておりますとおり、委託業務を実施するに当たり、疑問が生じた際には労働局にお伺いし、委託する際の注意点などを御説明いただき、そのことに注意しながら委託の諸準備をしておりました。

また、労働者派遣法違反、いわゆる偽装請負になることがないように、労働省告示37号を含めた労働者派遣法に関する理解を深めるため、山口労働局から講師を防府市役所にお招きし、本年2月15日に44名の職員が参加した職員研修を実施いたしました。

議員御指摘のとおり、防府市の委託契約は偽装請負ではないとお墨つきを労働局から受けているものではありませんが、現在行っている学校給食の調理等一部業務委託は、山口労働局の指導を踏まえ、先進都市の委託方法や裁判例を参考にし、検討した結果の請負契約であり、労働者派遣法に違反していないものであると考えております。

今後も法を遵守した業務委託を行い、安全でおいしい学校給食の運営に努めていきたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（行重 延昭君） 17番、木村議員。

17番（木村 一彦君） それではお尋ねします。

この問題については、東京都杉並区の裁判、これは地裁、高裁で今、教育次長が言われたような判決が出ていると。要するに偽装請負ではないという判決が出ていることも、私は承知しております。

しかし、一方で労働省の告示では、疑問の余地がないほど、先ほど壇上で言いましたように、この専門性があれば偽装請負ではないという、その専門性とは発注者、つまり市が自分のところでできないから高い専門性を持つ業者に請け負わせるのが、ここで言う専門性なのだ。逆に言えば発注者、つまり市が指揮命令できるような業務は専門性とは言わない、専門性があるとは言わない。こうはっきり厚労省の本省の担当者が答弁しているんです、最近ですよ、7月15日に。

これについての教育委員会の見解はどうですか。2つ、だから、厚労省の見解と裁判所の見解が、はっきり申せば食い違っているわけです。片方の厚労省の見解についてどう考えられるのか、お答え願いたいと思います。

議長（行重 延昭君） 教育次長。

教育次長（山邊 勇君） 直接の御回答になるかどうかわかりませんが、国のほうから「学校給食調理業務委託における衛生安全の基準の遵守について」という文書が19年にまいておるのですが、この中で国としては衛生管理のほうでの基準の遵守についての依頼文書なのでございますが、その中に学校給食調理業務を委託している場合においても同様ですというような文書がございます。

したがって、国としての給食調理業務の委託については、あり得るというふうに想定しているのではないかなというふうに私は考えております。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 17番、木村議員。

17番（木村 一彦君） そうすると、この7月15日に厚労省の本省が言っている、この専門性についての見解、ごく最近ですよ、7月、先々月です。その厚労省の見解は、防府市教育委員会としては、これは違うということと言われたいんですか。

議長（行重 延昭君） 教育次長。

教育次長（山邊 勇君） 直接まだ伺っておりませんので、私は今の段階では判断できないんですけど、先ほどのまた判例の中にもこういうことが書いてございます。専門性ということの中に、調理作業工程表、作業動線表、これらについては、受託事業者が作成するというふうなことでございまして、このようなことは、専門的な技術もしくは経験に基づいて行われるというふうに見解が出ておりますので、私どもは現段階として専門性を有するというふうに判断をしております。

議長（行重 延昭君） 17番、木村議員。

17番（木村 一彦君） 私が聞いているのは、裁判の判決をよりどころにしておられますけれども、片方でごくごく最近、国の当局が、厚生労働省が、専門性とは自分のところができないから頼むのを専門性があるというふうに言うんだと言っている。その見解と2つ相違う見解が出ているわけです、裁判所と厚労省と。その違いについてどう考えられるかということをおっしゃっているのです。

議長（行重 延昭君） 教育次長。

教育次長（山邊 勇君） 先ほど前段で申し上げたとおり、直接私はまだ伺っておりませんので、今のところ回答できません。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 17番、木村議員。

17番（木村 一彦君） 私がこの質問を準備する過程で、教育委員会ともヒアリングをいたしました。こういう質問をするということは御承知のはずなんです。だから、本当に誠意ある対応をしようと思えば、厚労省のその真意、こういうふうと言っている真意は何だろうかというのは、当然調べるべきじゃないですか。それをせずにまだ聞いてないからわからないじゃあ、私は済まないと思うんです。本当に誠意ある対応をしようと思えば、こんなことを言っているのかと、厚労省は本当にこんなことを言っているんで、この考えは本当ですかと、確かめるべきじゃないですか。それをなぜやらないんです。

議長（行重 延昭君） 教育次長。

教育次長（山邊 勇君） 私どもは、この業務委託を実施するに当たりまして、他市、先進市の状況、または労働局の見解、また、司法による判断、いろいろなことを考えなが

ら、偽装請負ではないという判断をしてきたわけでございます。

先ほど、専門性を有することはこういうことだというふうな見解が出ているというふうにおっしゃいましたけど、申しわけありませんが、私としてはその背景等についても、しっかり今のところ聞いておりませんので、お答えできませんのが状況でございます。

議長（行重 延昭君） 17番、木村議員。

17番（木村 一彦君） 水かけ論で平行線になりますが、やっぱり聞くべきだと思うんです、自分たちがやろうとしていることについて。これは偽装請負だよと厚労省が暗に言っているわけですから、私の質問によればですよ。それは本当ですかということを、やっぱり厚労省に聞くべきだと思うんです。それをやっていないというのは、私は、市の教育委員会が本当にこの問題に誠実に対応しているとは、とても思えないというふうに思うんです。

要するに2つの見解がありまして、片方ではこれは偽装請負じゃないという裁判の判決。片方ではこれは偽装請負の疑いが強いよという厚労省の見解、こういうのが出ている。片方の厚労省の見解については、教育委員会当局はあまり確かめようとしない。この裁判の判決にいわばすがって、これをよりどころに進めようとしている。非常に私は、この態度自体が問題だろうと思うんです。

ここで改めてお尋ねしますが、そういうふうにはっきり2つの違う見解が出ていても、片方の判決をよりどころにして、あえてこれを、小学校給食の民間委託を進めようとするその真意というか、目的は何なのでしょう。もっと言えば、教育の観点から見てこれがよいと思うから、やっておられるのでしょうか。その点について、まずお答え願いたいと思います。

議長（行重 延昭君） 教育次長。

教育次長（山邊 勇君） 教育委員会といたしましては、安全で安心なおいしい給食を安定的に提供するのが我々の使命だと思っております。したがって、今の状況の中で、一番安定的に給食が提供できる方法を検討してまいったわけでございます。その中で一部業務委託という方法がベストという判断をして、進めてきたわけでございます。

議長（行重 延昭君） 17番、木村議員。

17番（木村 一彦君） それはおかしいですね。今の状況の中でということの中には、これまでも説明があったように、調理員の退職者を補充しないという前提のもとで、どんどん調理員が減っていくから、それで民間委託をすることが、今の御答弁にあったように安定的に供給できるんだということなんだと思うんです。今の状況の中での、状況というのはそういうことです。退職者を補充しないという状況の中で、職員がどんどん減って

いくから、それで安定的に供給するためには民間業者に委託するのがいいんだと考えた、こういうことです。

だけど、その前提がおかしいんじゃないですか。退職者を何で補充しないんですか。すればいいじゃないですか。それで、これまでの論議では、退職者を新しい若い調理員さんで補充した場合は、そのほうがかえってコストは安くつくということも、これは当局も今まで認めてそのような答弁をされております。コストという面から見れば、そのほうがいいんじゃないですか、どうなんですか。

議長（行重 延昭君） 教育次長。

教育次長（山邊 勇君） 安定的に提供するというところでございますけど、これは各年度における費用に、これもでこぼこがあってはまずいというふうに思っております。したがって、費用も平準化され、そして、安定的にやれるという方法が、一番安定的な供給をするということの1つの条件だと思っております。

それから、退職者不補充につきましては、行政改革の中において、市としての方針として決まっておりますので、その中で教育委員会としては一番安定的な給食を提供するというので、その方法について考えてきたものでございます。

議長（行重 延昭君） 17番、木村議員。

17番（木村 一彦君） 市がやったらコストの面でも安定的にならないかのような御答弁でしたが、それはおかしいと思います。市がやったらもっと安定的に供給できると思います。

それから、問題は市の行革でそのように決まっているからおっしゃいましたが、教育委員会というのは、子どもたちの教育のために、教育をどうするかということが一番中心に考えていく機関ですから、子どもたちの教育にとって何が一番いいのか、そこを最優先、最重要の課題として考えるのが教育委員会の努めだと思えます。その点から言って、教育的な観点から見て、今、給食は民間委託したほうが教育にとっていいのだという結論を出されたんなら、それはそれとして私どもも議論の余地がある。しかし、教育的な観点からというのがまるでなくて、行政的な、いわば行革で決まっているからと、こういう考えで防府市の子どもたちの教育をやられたんでは、私は困ると思うんですが、どうですか。

議長（行重 延昭君） 教育次長。

教育次長（山邊 勇君） 少し言葉が足りなかったんですけど、決まったからというのではなしに、教育委員会としてもこの話があったときに、今までどおり安全で安心、おいしい給食を提供できるかどうかということは、随分議論いたしました。それで、不補充であってもやっていけるという結論を出したものでございます。

子どもたちの食育につきましては、学校の栄養士を中心に行っているのをごさいますけど、子どもはこの方法であれば、今までどおりの給食が提供でき、教育についても今までどおり続けられるのではないかという判断をしたものでございます。

議長（行重 延昭君） 17番、木村議員。

17番（木村 一彦君） これで最後にします。

今までの御答弁を聞いても、1つ思うのは、学校給食の民間委託が偽装請負ではないかという疑問については、非常にやっぱり灰色というか、グレーゾーンといいますか、はっきりとこれは偽装請負ではないと言えるようなものではないということが、今のやりとりを見ても、聞いても、私ははっきりしたんじゃないかと。つまり、厚労省の最近の見解については、市の教育委員会は何も言わない、あるいは聞かない。杉並裁判の判決だけをよりどころにしているという点でも、非常にグレーではないかというふうに思います。

それから、もっと大事なことは、やっぱり子どもたちをどう育てていくのか、子どもたちによりよい教育をどうしていったらいいのかという点から見て、本当にこの学校給食の民間委託がそのためにやられているとは決して思えない。むしろほかの要因、例えば退職者不補充という行政改革の方針によって、いわば左右されているという点もはっきりしているのではないかというふうに思っております。

以上のことを、私の考えを述べて、私の質問を終わりたいと思います。

議長（行重 延昭君） 以上で、17番、木村議員の質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 次は4番、山本議員。

〔4番 山本 久江君 登壇〕

4番（山本 久江君） 日本共産党の山本久江でございます。通告の順に従いまして、一般質問を行います。

まず第1点目は子育て支援についてでございます。

最初に、子ども医療費無料化制度の所得制限をなくすことについて、お尋ねをいたします。総務省発表の2008年4月1日現在の子どもの数、15歳未満の推計人口ですけども、これは昨年より13万人減って、1,725万人となっております。これは27年連続の減少でありまして、国勢調査が始まった1920年以降、最も少ない状況となっております。

我が市におきましても、この10年間に約2,500人減少し、ことし4月1日現在の15歳未満の子どもの数は1万6,034人と、少子化が大変進んでいる状況でございます。合計特殊出生率も、人口を維持するのに必要な2.08を大きく下回っております。

て、危機的な水準を推移いたしております。言うまでもなく、少子化の進行は人口構造の高齢化や将来の生産年齢人口の減少にもつながりまして、子どもの健全な成長への影響だけではなく、社会経済や社会保障のあり方にも重大な影響を及ぼすことが懸念されます。

2005年、内閣府の少子化社会対策に関する子育て女性の意識調査によりますと、少子化対策として重要であると考えているものでは、経済的支援措置が69.9%、約7割と最も多い状況でございました。そして、経済的支援措置について望ましいものを聞いたところ、医療費の無料化を挙げた女性が45.8%に上りまして、充実を求める声が大変多い状況でございます。

子どもに病気やけがはつきものです、お金の心配をせずに医者に連れて行きたいとの願いは、大変切実でございます。国も2002年から医療保険における3歳未満児の窓口負担を2割に軽減をいたしました。そしてさらにことし4月からは、就学前まで2割負担といたしましたけれども、この間の医療保険制度全体の改悪の中で、乳幼児を抱える世帯全体としては大きな負担増となっておりまして、子どもを産み育てる環境がさらに厳しくなっているのが実情でございます。

防府市では現在、県事業であります乳幼児医療費助成制度で、小学校就学前の子どもを対象に、所得制限が市民税所得割13万6,700円以下の世帯で医療費が無料となっております。これまでも、繰り返しこの制度の充実を求めてまいりましたが、厳しいこの所得制限をなくして、当面就学前のすべての子どもたちが利用できるように、取り組んでいただきたいと思います。いかがお考えか、お尋ねをいたします。

次に、安心して出産ができるように、県に対し、総合周産期母子医療センターのベッド数を増やすなど、充実を求めてほしいということでございます。この間、先ほど木村議員からも御紹介がありました、共産党市議団で市民アンケートを実施をいたしました。700通を超える返送の中で、20代から30代の方々から出産にかかわる御意見を大変多くいただきました。

例えば、「産科を増やしてほしい。3人目を産むときに、8カ月に入るまで決まらず大変でした」という御意見や、これは20代の方で、「また、防府市内では里帰り出産も受け付けていない。早く分娩予約をしないと、市内での出産は難しいようです。少子化の時代にこのような状態では、ますます子どもを産むのが困難になると思われまして」という御意見。それから、「出産できる病院が、この三、四年大変減っているの、安心してお産ができるようにしてほしい」という声など、本当に切実なものばかりでございました。

これは防府市だけではなくて全国的な課題でもありますが、県では小児科・産科における医療機能の集約化・重点化計画、この計画の策定を行いまして、産科医療体制の充実を

今図ろうとしております。この中では、県内の産科医師が、平成10年の141人から平成18年には115人と、26人減少。分娩取り扱い施設数も、平成8年の59施設から平成17年42施設で、17施設減少している状況を報告しております。そして、医療機関や市や町、あるいは医師会等関係機関の連携を図りつつ、周産期医療体制の充実、産科医師の確保の対策、助産師の活用など、総合的な対策の必要性を強調いたしております。医師確保につきましては、過酷な労働条件の改善など、国の役割が極めて重要でありまして、抜本的な対策が必要であることは言うまでもございません。

市内には、リスクの高い妊娠に対する医療や、高度な新生児医療等の周産期医療ができる機能を持つ、総合周産期母子医療センターがございます。ところが、既に来年3月まで分娩予約があると聞いております。今年度ベッド数が2床増えたということでございますけれども、市民の切実な願いからはほど遠いものがございます。

一層の充実に向け、市としても県に対し、安心して出産ができるように要望を行っていただきたいと考えますが、いかがでございましょうか。御答弁をお願いいたします。

子育て支援の3点目。学童保育所あるいは市の保育所にクーラーを設置することについてでございます。新聞報道によりますと、ことし7月、8月の熱中症による救急搬送者は、県内で統計を始めた2004年からの5年間で最多の375人だったそうでございますが、ことしの夏は異常な暑さが続きました。

こうした中で、市内の留守家庭児童学級、いわゆる学童保育所は、午前中から30度を超える日もあり、まさに扇風機を回しても熱風を回すようなありさまでございます。働く親を持つ小学生にとりまして、家庭にかわる大切な毎日の生活の場としての学童保育所。お母さん方からは、「子どももぐったりとして帰ってくる。持たせるお弁当も心配だ。クーラーをぜひ設置してほしい」との声が寄せられてまいりました。

県内他市の状況も、私は調べてみましたが、一部地域的に未設置はあるものの、ほとんどの自治体で設置が進められております。また、市の保育所にも保育室にクーラーが設置されていないところがございます。さきに紹介しました市民アンケートには、「この温暖化の中で、クーラーのない公立保育所があるなんて耳を疑いました。熱中症などの心配はないのでしょうか」という声が寄せられております。以前、藤本議員からも一般質問がありまして、私のあと続いてこの問題で質問がされるようでございますけれども、まさに切実な要望でございます。

子どもたちの育つ市の施設環境の整備にもっと目を向け、これらの施設にぜひクーラーを設置していただきたいと思いますが、市のお考えをお尋ねいたします。

続いて、後期高齢者医療及び国民健康保険制度についてお尋ねをいたします。

まず第1は、後期高齢者保険料の国の軽減策の点で、収入同世帯で格差があることについてお尋ねをいたします。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の人をこれまでの国保や健保から切り離し、高い負担を強いながら必要な医療を受けられなくする空前の改悪制度です。4月からの年金天引きや保険料の値上げには、市にも問い合わせや苦情が1,000件を超えてありました。全国638の議会の廃止や見直しの決議、あるいはまた35都府県の医師会が撤廃・見直しを要求をいたしております。今後、保険料は2年ごとの見直しで、天井知らずに引き上げられる仕組みがつくられておりました、滞納したら保険証を取り上げるなど、まさに高齢者にとっては耐えがたいものでして、廃止を願う声は各界・各層で広がっております。

こうした中で、国は新たな保険料軽減対策を打ち出してまいりました。7月に市は保険料決定通知書を送付したばかりで、再び市は、変更後の保険料を対象者に送付いたしましたが、内容は、均等割額が7割軽減の人は一律8割5分軽減に、賦課の元となる所得金額が58万円以下の人は、所得割額を一律5割軽減しようというものでございます。

ところが今回の軽減改定で、同じ収入世帯なのに保険料の格差がさらに広がる例があることがわかりました。これは、そもそも後期高齢者医療制度が個人で加入させられる保険であるのに、軽減制度は世帯所得で算定されるために起きる矛盾でございます。市民にとってみれば、年金収入が同じ世帯で保険料に大変な格差があるということは全く納得できません。こういった点について、市は今後どういう対応をされるのか、お尋ねをいたします。

2点目は、国民年金の滞納者に国保の短期保険証を発行しないでほしいということです。私もこの報道を見まして本当にびっくりしました。昨年6月に成立をいたしました社会保険庁改革関連法で、国民年金保険料の滞納者に国保の短期保険証を発行することが盛り込まれております。昨年6月28日の参議院厚生労働委員会で、13カ月以上国民年金を滞納した者を対象とする方向で検討していることが明らかになっております。国は、昨年4月時点で対象となるのは、免除に該当する人を除いた約342万人を見込んでおります。

しかし、年金と保険は別制度でございます。全く理屈に合わず、市民が納得できるわけがございません。国がまずやらなければならないことは、国民年金制度の信頼回復ではないでしょうか。高知県市長会では昨年9月に、国に法改正を求める要望決議を行っておりますが、防府市としても年金の滞納者に国保の短期保険証の発行はしないようお願いをしたいと思っておりますが、いかがお考えかお尋ねをいたします。

最後になりますが、国保の短期保険証や資格証明書の発行は、特に子どものいる世帯、高齢者世帯への発行はやめてほしいということについて、質問をいたします。

全国保険医団体連合会が2月に発表いたしました、国保資格証受診率調査の結果によりますと、2006年度に資格証明書を発行されて受診した人の割合は、回答のあった39道府県のデータから推計いたしましたところ、正規の保険証を持っている人の平均受診率747.7%。これは年に7回以上ということでございますけれども、これに対して、資格証明書の方は14.9%、年に0.15回であった報告をされております。正規の人に比べ51分の1しか医療機関にかかっていないことになります。

こうした中で医者にかかれず、手おくれで死亡するという深刻な事態が広がっております。さらに保険証がなく、けがや病気になってもお医者にかかれぬ子どもが増えております。今、各地でこういう声が広がっています。「責任がない子どもに犠牲を強いるのは、おかしいではないか。親の状況を理由に保険証のない子どもをつくり、事態を放置するのは、子どもたちの命と健康の差別ではないか」、あるいはまた、「保護者と同等に、国や自治体も子どもの育成責任を負うとした児童福祉法の観点から見直すべきだ」、こうした声が高まっております。

厚生労働省も今月2日、1週間前ですけれども、無保険の状態の子どもが多数いる問題で、全国調査に乗り出す方針を明らかにいたしました。今、全国的にも、子どもの無保険を見直す自治体が増えてきています。防府市でもぜひ、すべての子どもに保険証が発行されるように、また、高齢者世帯への配慮も検討してほしいと思いますが、いかがお考えかお尋ねをいたします。

以上、壇上からの質問を終わります。執行部におかれましては、誠意ある御回答をよろしく願いをいたします。

議長（行重 延昭君） 4番、山本議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは子育て支援についての御質問にお答えいたします。

まず、乳幼児医療費助成制度による医療費の助成につきましては、県の福祉医療制度に基づき、小学校就学前の乳幼児を対象に、父母の市民税所得割額の合計が13万6,700円以下の場合、医療費の保険適用分の自己負担額を助成いたしております。

1点目の御質問の乳幼児医療費助成制度の所得制限をなくすことについてでございますが、市独自の上乗せは考えておりませんが、議員御要望の趣旨につきましては十分理解いたしておりますので、県制度の拡充を要望してまいりたいと存じます。御理解のほどお願い申し上げます。

次に、2点目の総合周産期母子医療センターの充実を求めることについての御質問にお答えいたします。子どもが健やかに生まれ育つことのできる環境づくりを進めることが子

育て支援であり、その第一歩は産科医療の充実でございます。しかし現在、防府市におきましては、三つの医療施設でしかお産ができません。このような状況は早急に改善されなければなりません。産科の置かれている現状からすれば、民間医院での対応には限界があり、公的病院が中心となって対応せざるを得ません。

こうした中、総合周産期母子医療センターでは、平成19年6月に助産師外来を開設され、本年6月より、産科後方病床を12床から14床に増加されました。

本市といたしましては、市長会や議長会等あらゆる機会を通じて、産科医師の確保や適正配置を国や県に要望しておりますが、同センターが本市の子育て支援に大きな役割を果たしていることを改めて認識し、その機能充実も含めて有効な対策が講じられますよう、引き続き強く要望してまいりたいと存じます。

最後に、3点目の留守家庭児童学級及び保育所へのクーラーの設置についての御質問にお答えいたします。

ことしの夏は例年以上に暑さが厳しく、留守家庭児童学級では指導員がさまざまな工夫を凝らして夏を過ごしております。地球温暖化が言われている折でありますので、ことしは5カ所の学級で、ゴーヤや琉球朝顔などのグリーンカーテンを設置いたしております。初めての試みで事例が少なく、室温を下げる効果があったとまでは申せませんが、緑の葉陰は暑さを一時和らげてくれたものと思っております。

また、水遊びやプール遊び、木陰での遊びを工夫しましたが、それでもことしの暑さは厳しいものでございました。この暑さは今後も続くと思われまますので、夏期休業中も開設しております留守家庭児童学級へのクーラーの設置につきましては、児童の健康や指導員の職場環境等を考慮したときに、設置について検討する時期に来ていると考えております。適切な受益者負担等も考慮しながら、検討してまいりたいと存じます。

また保育所においては、計画的にクーラーを設置してまいりましたが、一部の保育室や遊戯室への設置が済んでおりません。今後も計画的に、引き続き取り組んでまいりたいと存じます。

残余の御質問につきましては、生活環境部長より答弁いたします。

議長（行重 延昭君） 4番、山本議員。

4番（山本 久江君） それでは、再質問をさせていただきます。

最初の子ども医療費無料化制度の所得制度をなくすことにつきましては、今、市長から御答弁をいただきましたけれども、県制度の充実を求めて要望していくという、こういう御回答でございました。しかし、県内の状況を見ますと、例えば下関市、それから山口市、それから新年度から下松市もそうですね、それから周南市、こういった防府市を取り巻く

周辺の市では、既に3歳未満児の所得制限をなくしております。独自の努力がされているわけですね。こうした市に、やはり歩調を合わせていくといいですか、やはり子どもを育てている保護者の願いに応えていくという姿勢が、大変必要ではないかというふうに思います。

それで、まず最初にお尋ねしたいことは、例えば3歳未満児の所得制限を撤廃した場合に、なくした場合に、市としてどのぐらいの予算が必要なのか。また、就学前の所得制限を撤廃した場合にはどのぐらいの予算が必要なのか、試算をされていると思いますので、御回答をお願いいたします。

議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（田中 進君） 3歳未満児、また就学前の児童を対象にしました所得制限を撤廃した場合の市の負担の増でございますけれども、平成19年度の実績から、受給者1人当たりの医療費補助額が約4万1,000円ございましたので、これらから推計いたしますと、3歳未満児を撤廃した場合には約3,800万円の増加となります。また、未就学児まで全部撤廃いたしますと、約9,000万円が市の負担増となります。

以上です。

議長（行重 延昭君） 4番、山本議員。

4番（山本 久江君） お答えをいただきましたけれども、まあそうですね、周辺の、今述べました下関、山口、下松、周南、これらの市と比較いたしましても、防府市が特別に財政状況が悪いということでもありません。私は、独自でもぜひ実施をしてほしいというのが願っております。親の願いでもございます。

やはり、要は子育て支援に対する考え方であろうと思うんですね。所得制限をなくした市が、どういうふうにその考え方を述べたかといいますと、これは県内ではありません、さいたま市の市長さんの考え方なんですけれども、「福祉的な見地から援助が必要な人に限る」という、こういう考え方から、そうではなくて、「少子化対策としてすべての子どもを対象にした新たな医療費助成制度をつくるんだ」と、こういう立場に立つんだという、この考え方なんです。これに市長が立てるかどうかということが1つ。

それからもう1つは、所得制限が子育て世帯の実態を反映していないということなんです。といいますのも、この制度、前年度の収入を基準にいたしまして、これを杓子定規に運用しなければならないわけですから、例えばことし産休に入ったり、育休で収入が減ったりする。あるいは、最近厳しい経済状況でございますから、失業など収入がことしに入って大幅に減るということは、若い世帯にとりまして家庭ではあることなんです。そうしますと、こうしたときに対象にならないという、ことし収入が減ったんだけど、対

象にならないという、こういう状況が生まれてくるんですね。要するに、子育て世帯の実態を反映していないわけですよね。

ですから、ぜひ周辺の市と同様に所得制限をなくしていく、本当に若い世帯が一生懸命頑張っている、これを市がしっかりと応援していく。こういう立場に、市長さん、立てるかどうか。このあたりが問題だろうと思いますが、そのあたり、市長のお考えをお伺いいたします。

議長（行重 延昭君） 市長。

市長（松浦 正人君） 私も議員のお考え、あるいは事例のございましたさいたま市の市長のお考えと全く同感、同じ気持ちでございます。

すなわち、福祉政策としてではなくて子育て支援政策として、そのようなものはやっていかななくてはならない。強く思っておりますが、何せ今、財政的な面を考えてみますと少し足りない。足りない分をどうしたらいいのかということで、真剣に財政当局とも協議をしたり、いろいろな方々とも話もしておるわけではありますが、そこらが一番の難しいところでありまして、したがって現段階では、県の政策をさらに拡充してもらうように、県にまずは強く求めていこうということで、財政的な裏付けを今、一生懸命探していると。こういうことで御理解を賜りたいと申し上げた次第であります。

議長（行重 延昭君） 4番、山本議員。

4番（山本 久江君） 少子化社会対策基本法、これが2003年に制定をされております。この中で、経済的負担の軽減の項目の中で、国と地方公共団体が子どもの医療にかかる措置などを講ずることをきちっと明記しております。県も必要ですし、市も必要なんですね。やはり防府市内の子育て世帯をしっかりと応援していく。市長さん、さいたま市の市長さんと同じ考えだとおっしゃいましたけれども、それならぜひ、予算化を要望したいというふうに思います。市が前向きに検討されることを強く要望いたしまして、この項を終わります。

それから、2番目の安心して出産ができるように、県に対し、総合周産期母子医療センターのベッド数を増やすなど充実を求めることでございますけれども、県の計画でも、助産師の活用について、産科医師の負担を軽減し、分娩場所の確保を図るため重要であるとして、助産師外来、あるいは院内助産所の開設の推進、こういうことが県の計画ではうたわれております。助産師の力を大いに生かしていくように、市としても関係者の意見を踏まえて要望していただきたいと思いますが、この点どのようにお考えか、御答弁をお願いいたします。

議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（田中 進君） お答えいたします。

助産師の活用につきましては、産科医療を確保する上で重要な役割を有しておりますが、平成18年12月31日現在の統計データによりますと、市内の就業助産師数は45名で医療機関等に勤務されており、未就業の方につきましては、就業を希望される場合は、県看護協会のナースバンクへ登録されるなどして、医療機関へ就業できるシステムがございます。

次に、総合周産期母子医療センターでは、急増する分娩に対応するため、産科医師との連携のもと、助産師の一層の活用を図られ、平成19年6月から助産師外来を開設されましたが順調に推移しており、また院内助産院も準備中であると聞いております。

防府市におきましても、平成19年12月議会でお答えしましたように、助産師を嘱託として雇用し、同センターや関係医療機関との連携のもと、妊娠や分娩等に不安を有する妊婦さんや育児不安の強い母親の訪問や相談を行い、不安軽減に努めておるところでございます。

以上です。

議長（行重 延昭君） 4番、山本議員。

4番（山本 久江君） この出産の問題は大変深刻であるだけに、市だけで解決することは難しい問題がございます。ぜひ、国、県、医師会、それぞれ関係機関と連携を強めながら、ぜひ出産の問題が早期に解決できるように、市としても全力を尽くしていただきたいということを、これは要望しておきます。よろしく願いをいたします。

次に、学童保育所、保育所にクーラーを設置することについてでございますが、壇上でも申し上げましたように大変悲惨な状況でございます。この間、市のほうにも指導員の方々や父母からいろんな要望が出されていると思いますが、そのあたりどのように把握されておりますでしょうか。御答弁お願いいたします。

議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（田中 進君） 保護者や指導員からの要望でございますが、保護者からは、連絡帳なり電話なりで意見を伺っております。

中には、例を申し上げますと、日中の教室の室温が35度になっておりますよと。昔と違って今は暑さが厳しくて、部屋の中でも熱中症になると、そういうふうに言われております。また、子どもの安全、健康管理のためにクーラーを設置してほしい。また、電気代は負担してもいいのでクーラーを設置してください。子どもの体調管理を真剣に考えてほしい、あるいは、暑くて子どもたちの食欲が落ち、昼食の弁当を残している、等々の苦情と申しますか、要望が寄せられております。

また指導員からは、これは聞き取りになりますけども、今まで継続して勤務しておられる指導員の方は、もう冷房のないことをあきらめておられる方が多いんですけども、臨時雇用の指導員等につきましては、冷房のないことに大変驚いていると、冷房のあるのが普通だと思っていた、等々の御意見をいただいております。

以上です。

議長（行重 延昭君） 4番、山本議員。

4番（山本 久江君） まさに部長さんの御回答の中にありますように、本当に切実な願いでございます。御答弁でも、学童保育所につきましては検討する時期に来ていると、こういう御回答でございましたので、新年度予算、期待しております。どうぞよろしくお願いをいたします。

一方保育所では計画的に取り組んでいきたいと言われますけれども、しかし、ここも大変な状況でございます。実際には、設置が大変おくれているわけですね。この暑さの中で、本当に早急な対応が求められると思いますけれども、留守家庭児童学級とあわせて、ぜひ設置をしていただきたいと思いますが、この点、市長さんからも、もう一度御回答をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

議長（行重 延昭君） 市長。

市長（松浦 正人君） 実情につきましては、私なりに承知をいたしておりますし、想像できるところでございます。早速、前向きな検討に入らなくてはならないと、このように感じております。御理解ください。

4番（山本 久江君） 次の後期高齢者。

議長（行重 延昭君） では2、後期高齢者医療関係の質問について、生活環境部長。

生活環境部長（古谷 友二君） それでは、後期高齢者医療及び国民健康保険制度についてでございます。

まず、後期高齢者医療保険料の国の軽減策で、収入同世帯で格差があることについて、お答えいたします。

本年4月から施行とされました後期高齢者医療の保険料は、それぞれ被保険者の所得により個人単位で賦課されますが、その保険料の軽減につきましては、被保険者と世帯主との合計所得で判定されることになっております。

本年6月12日政府・与党取りまとめ、「高齢者医療の円滑な運営のための負担の軽減等について」の中で見直しがあり、7月に再度保険料の軽減が行われることが決定しました。その結果、山口県後期高齢者医療広域連合、いわゆる広域連合でございますが、この試算によりますと、それまで保険料負担の格差が6対1であったものが、議員御指摘のと

おり、同一収入世帯でありながら被保険者の収入構成によって、保険料に最大で13対1の負担格差の事例が生じております。

このことにつきましては、先ほどの政府・与党取りまとめの中で、今後与党において、さらに検討すべき課題として、「保険料軽減判定を個人単位で行うことについては、他制度との関連も含めて引き続き検討し、早急に結論を得る」となっております。

市といたしましてはこの検討結果を踏まえ、必要とあらば、今後、市長会等を通じ、国、県及び広域連合に対し、後期高齢者医療保険料の軽減策で、収入同一世帯で格差が生じないように要望してまいりたいと存じます。

次に、国民健康保険における年金滞納者に短期保険証を発行しないことについて、お答えいたします。

国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴い、健康保険法施行規則の一部を改正する省令が公布され、国民年金保険料の滞納者に対する国民健康保険短期被保険者証、いわゆる短期証の発行等が、本年4月から市の判断により可能となりました。しかしながら、国の制度である国民年金の保険料滞納者に対し、市町村が運営する国民健康保険の短期証を発行することについては、制度の異なる国民健康保険がペナルティーを科すものであり、市民の理解も得られず、また、国民健康保険料の収納率に悪影響を及ぼすものと懸念されます。

したがって、市としましては、国民年金保険料の滞納者に対する国民健康保険の短期証の発行は考えておりません。

次に、短期保険証や資格証明書の発行は、特に子どものいる世帯、高齢者世帯への発行はやめることについてお答えいたします。

御承知のように、国民健康保険事業は相互扶助の精神に基づき運営され、その根幹をなすものは、被保険者の皆様の所得や人数に応じて納められる保険料でございます。したがって、国民健康保険料の納付につきましては、負担の公平性及び国民健康保険財政安定の観点から、納期限を過ぎても納付されない被保険者に対して、督促や催告を行い、納付をお願いするとともに、納付相談等のお知らせを送付いたしております。

しかしながら、一定期間を経過しても保険料を納付されず、あるいは連絡もいただけない被保険者に対しましては、直接接する機会を確保し、納付改善への機会を増やすために、相談通知等を送付して、相談を促しておりますが、それでも応答がない場合には法に基づいて短期証を発行し、さらに納付改善がない場合には、やむなく資格証明書を発行しております。

いずれにいたしましても、子どものいる世帯への医療給付につきましては、御要望の趣

旨を十分に理解しておりますので、納付の改善を積極的に指導しながら、病気や失業等による納付困難者に対する救済措置を含め、適切に対応してまいり所存でございます。

また、75歳以上の高齢者は、本年4月から施行されている後期高齢者医療制度の被保険者でございます。この制度の一部は加入者の保険料で賄われており、被保険者の方々の保険料負担の公平性を図るために、納期限を過ぎても納付されない被保険者に対して、督促を行い、納付をお願いいたしております。保険料を一定期間以上滞納した場合には被保険者資格証明書、いわゆる資格証を交付することが法令上制度化されております。

このことにつきましては、平成20年6月12日政府・与党取りまとめの「高齢者医療の円滑な運営のための負担の軽減等について」の中で見直しが行われ、「資格証明書の運用に当たっては、相当な収入があるにもかかわらず保険料を納めない悪質な者に限って適用する。それ以外の方々に対しては従前どおりの運用とし、その方針を徹底する」とこととされたところでございます。

資格証の交付は、保険者である山口県後期高齢者医療広域連合、いわゆる広域連合が行うものであります。したがって、市といたしましては、納付相談等により被保険者と接触する機会を通じ、広域連合の基準に照らして、個々の事例ごとに特別な事情があるかどうかを適切に把握し、広域連合と連携し、実態に即した対応をしてまいりたいと存じます。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 4番、山本議員。

4番（山本 久江君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、後期高齢者保険料の国の軽減策で、収入が同じ世帯であるのに、今の御答弁では、何と1.3倍の格差があると。Aさんの家庭とBさんの家庭は収入が同じなだけでも1.3倍保険料が違う、こういう例が出てくるということでございますが、その事例について、少しお示しをしていただきたいと思います。

議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

生活環境部長（古谷 友二君） 後期高齢者の医療保険料の格差の事例についてでございますが、夫の年金収入が250万円、妻の年金収入が50万円、合わせて世帯の合計収入が300万円という場合がございます。仮に世帯Aといたしますと、先ほど申し上げましたように、保険料の軽減につきましては、被保険者と世帯主との合計所得で判定するため、この世帯の保険料の軽減はなく、年間保険料は夫が13万1,759円、妻が4万7,272円、合計で17万9,031円となります。

次に夫の年金収入が150万円、妻の年金収入が150万円、ともに150万円の場合

ですが、合わせて世帯の合計収入が世帯Aと同じ300万円の場合であります。これを仮にBといたしますと、この世帯につきましては保険料の7割軽減に該当いたしますので、年間保険料は夫が1万4,181円、妻が1万4,181円、合計で2万8,362円となります。

制度発足後の世帯Aと世帯Bの保険料の比率につきましては、要するに6対1でございます。その後軽減策が見直され、世帯Bには9割、ただし本年度、20年度につきましては8.5割ということになっております。これが、軽減が適用され、今年度の年間保険料は夫が6,900円、妻が6,900円、合計で1万3,800円でございます。この世帯Aと世帯Bの保険料の比率が1.3対1になる事例でございます。以上でございます。

議長（行重 延昭君） 4番、山本議員。

4番（山本 久江君） 今、御答弁いただきましたように、世帯での収入が同じであるのに、A家庭は17万9,031円、B家庭は1万3,800円、こんな不公平はないと思うんですね。この後期高齢者医療制度のこういった矛盾が、国がその施策を打ち出せば打ち出すほど矛盾が出てくるという、こういう事例でした。

ところが、これだけでも大変なのに、さらに指摘しなければならない点があるんですね。それは、年収が低い世帯のほうが、高い世帯よりも保険料を多く払わなければならないと。そんなことはないでしょうと言われるかもしれませんが、こういう例があると思いますけれども、事例を挙げていただけますでしょうか。

議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

生活環境部長（古谷 友二君） お答えいたします。この、収入が低い世帯のほうが後期高齢者医療保険料が高くなる事例を示してくださいということでございますので、例を申しますと、夫の年金収入が250万円、妻の年金収入がなしと、両方合わせますと合計の収入が250万円ということでございますが、仮に世帯Cといたしますと、この世帯の保険料の軽減はなく、年間保険料は夫が13万1,759円、妻が4万7,272円、合計で17万9,031円でございます。これは、先ほども申し上げたところでございます。

この世帯Cにつきましては、先ほどの世帯Bよりも世帯収入が少ないということです。先ほどは300万円ございましたから、250万円ということで少ないわけです。少ないのですけれども、年間保険料は高くなっているということが、これが実例でございます。以上でございます。

議長（行重 延昭君） 4番、山本議員。

4番（山本 久江君） 同じ収入の世帯でも保険料が1.3倍に開く。それから、収入の低い世帯のほうが高い保険料を払う。もう、この制度は矛盾だらけでございます。この点

だけをとっても、この後期高齢者医療制度がまともな制度として成り立っていないということの証明ではないでしょうか。

やはりこうした問題点、市長も国のほうでしっかりと要望していくという前回の議会の御回答でございましたけれども、ちょっとこのあたりどのように、市長、お考えか、お聞きになられたか、御答弁をお願いいたします。

議長（行重 延昭君） 市長。

市長（松浦 正人君） 全くでたらめなことだと、このように感じております。

4番（山本 久江君） それだけですか。（笑声）

議長（行重 延昭君） 4番、山本議員。

4番（山本 久江君） 住民のこういった不満というのは、大変今、高まっているんですね。一番身近な市がどういう対応をしていくかというのは、やっぱり市民が見ていると思うんですよ。これだけの矛盾を抱えた、この後期高齢者医療制度。保険料だけをとってもこういう状態ですね。ぜひ国に対して、市長会等を通じて、この問題点を指摘をしてほしいというふうに思います。

ところで、国はこの保険料の減免に関しまして、昨年10月24日の、これは厚生労働委員会ですけれども、次のように答弁しております。「例えば、保険料賦課総額の算定に当たりまして、広域連合の収入の一部として一般会計からの繰り入れを行う。こういった方法によって、都道府県及び市町村において、議会の議決等の手続きを経た上で、独自に保険料の減額を行うことは妨げられるものではない。こういうふうに考えている」という、こういう答弁が、これは国のほうでなされているわけですが、市単独で、このあたり低所得者への減免について取り組む、軽減について取り組むお考えはないかどうか、その点いかがでしょうか。

議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

生活環境部長（古谷 友二君） 今、市単独事業としての後期高齢者医療保険への軽減策について、市単独で出すことを考えないかということでございます。

これにつきましては、平成19年10月、今申されましたけど、10月24日の厚生労働委員会で、国は、県や市が条例を設けて、単独事業として保険料の軽減策を行うことは妨げられるものではないと答弁されております。市の単独事業として、低所得者に対する軽減を実施することはできませんかということでございますが、保険料につきましては、広域連合において賦課を決定し、県下同一の保険料となっております。本年4月の制度発足時に保険料の軽減が適用され、7月に再度軽減が適用されております。本市の財政状況につきましては、緩和いたしますと、独自の財源投入による軽減の実施は、大変困難であ

るというふうに考えております。

また、県下の各市にお尋ねいたしましたところ、今のところ実施の予定はないということでもございましたので、ちょっと難しいのではないかとこのように考えております。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 4番、山本議員。

4番（山本 久江君） 全国的に見ますと、例えば東京都、あるいは京都府、石川県などの広域連合、あるいは千葉県の浦安市の例も、前回の議会で例を挙げさせていただきましたけれども、独自で軽減を行っているところも実際にあるわけですね。ぜひ、検討をお願いしたいと思います。これは、要望いたしておきます。

次に、国民年金保険料の滞納者に国保の短期保険証の発行の問題ですけれども、私はこれを聞いたときに、本当に国は一体何を考えているのかという、こういう憤りを強く感じました。まさに市民が納得するわけがない。この点については、市も同じお考えでございましたので、ぜひ強く国に見直しを求めていただきたいと思いますというふうに、これは要望しておきます。

それから最後になりますが、子どものいる世帯への短期保険証、資格証明書の発行についてでございますけれども、この実態についてお答えをお願いをしたいと思います。現状はどうなっているのか、お願いいたします。

議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

生活環境部長（古谷 友二君） 現在の短期証及び資格証の発行の状況でございますが、平成20年8月27日現在で調べたものがございます。短期証の発行世帯数は644世帯、そのうち義務教育課程修了前までの子どもがいる世帯と、その子どもの人数につきましては、130世帯と218人でございます。次に資格証でございますけれども、これにつきましては世帯が34世帯、人数が50人ということになっております。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 4番、山本議員。

4番（山本 久江君） 資格証明書の発行の世帯に50人の子どもたちがいる。この子どもたちは、医療機関にかかる場合に全額払わなくてははいけません。本当に大変な状況だと思います。短期保険証、資格証明書の発行の前に、市としては、滞納者にどのような改善への相談等行っておられるのでしょうか。そのあたりをお尋ねいたします。

議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

生活環境部長（古谷 友二君） それでは、対応策についてお答えいたします。

短期証の発行前には文書にて、まず納付相談についての通知書を1回ほど出しており

ます。それで、その後、回答がない場合に、その後、警告書を2回、資格証につきましては警告書を2回、それぞれ郵送し、収納課の納付催告の際にも同課と連携いたしまして、納付相談を促しておるところでございます。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 4番、山本議員。

4番（山本 久江君） 納付相談ということで、市のほうへぜひ来ていただきたいという、こういう御回答でございますけれども、なかなか滞納を抱えた世帯が市の窓口に行くということは大変難しい状況です。短期保険証、資格証明書を発行する理由としてよく言われるのが、保険料を払う人と払わない人が同じサービスを受けると不公平感を生む、こういう考え方が全国的にあるんですね。

しかし、よく考えてみますと、この考え方というのは、国民皆保険の理念に反していると思います。それからこの理屈は、子どもたちには通用しないと思うんですね。子どもは家庭を選べるわけがございません。この子どもたちは、本当にいろんな資料を見ますと、例えばお医者に行けないので学校の保健室に駆け込んでくるとか、ぐっと我慢するとか、こういう状況に子どもたちが市内でいけば資格証明書50人ですから、この子どもたちがいるわけですね。このことに痛みを感じないような市ではいけないと思うんですね。やはりこの問題でも、子どもの権利条約というのがございますけれども、ひとしく子どもたちは社会保障を受ける権利があるということを定めておりますけれども、これにも違反することでございます。ぜひ、子どもたちに保険証を発行されるように、強く要望をいたします。

何の責任もない子どもたちです。健康と命の格差をつけてはならない。これはやはり政治の責任でもありますし、行政の、そして最も身近な市の責任であると思うんですね。子どもたちのために、ぜひ、市が努力をしていただきたい。このあたりでは、全国的にもこの問題、大きく今クローズアップされております。

防府市が率先して、子どもたちに保険証を、無保険の子どもたちをつくらない。この決意に立っていただきまして、ぜひ努力を重ねていただきたいということを要望いたしまして、今期最後の質問になりましたが、よろしく願いをいたします。

ありがとうございました。

議長（行重 延昭君） 以上で、4番、山本議員の質問を終わります。

大変、お疲れでございましょうから、15時10分まで休憩といたします。

午後 2時56分 休憩

午後 3時11分 開議

議長（行重 延昭君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。上着をとられて結構でございまして、暑い方は、どうぞおとりください。執行部の方も、どうぞ御遠慮なしに。次は、6番、藤本議員。

〔6番 藤本 和久君 登壇〕

6番（藤本 和久君） みどりの会の藤本です。本日最後の質問になりますが、よろしく願いをいたします。通告に従いまして、大きく3件ほど質問をします。最初に、留守家庭児童学級について2点ほど質問をします。

1点目ですが、防府市は留守家庭児童学級の終了時刻を17時、そして、児童の安全確保のために保護者の迎えを原則としています。保護者の迎えについては、異論はありませんが、終了時刻の17時については問題があると思います。

保護者が働いている商店、企業等の仕事が終わる時刻は、パート社員などは別として、17時以降がほとんどだと思います。すなわち、社員の保護者が17時までには迎えに行くには早退するしかありません。会社に迷惑をかけて申しわけない、同僚に迷惑をかけて申しわけないとの自責の念に駆られながら退社しているのが実態です。子育てをする保護者に、このような自責の念をかけてはなりません。

なぜ、保育の終了時刻が17時になっているのでしょうか。その根拠は行政側の都合であり、働いている保護者の立場に立っていないのは明白だと思います。

他の自治体の例を出すのは好きではありませんが、終了時刻を18時としている自治体もあります。働いている保護者の立場に立てば、当然だと考えます。この件については、平成18年12月議会で山根議員が一般質問をされていますが、再度、当局の見解を求めたいと思います。

2点目ですが、先ほどの山本議員の質問と重複しますが、既に通告していますので、質問をさせていただきます。

今年の夏は、年のせいかもしれませんが、今まで経験したことのないほど暑かった。地球温暖化対策の一つとして、電力消費を抑える努力はしているのですが、ほとんど毎日クーラーをかけていました。クーラーの涼しい風を受けながら、留守家庭児童学級の児童及び指導者のことを気遣うのは不謹慎ですが、熱中症にかからなければよいがと願っていました。幸い、事故の報告もなく安堵していますが、いつ事故が起きても不思議はないように感じています。

防府市全職員の職場の労働環境は、計画的に改善されているとは思いますが、まだ相当悪いところがあると感じています。留守家庭児童学級も、その一つだと思います。留守家

庭児童学級の室温を記録していると思いますので、酷暑時期のデータを示してください。

それと、労働安全衛生規則第11条及び第15条で、衛生管理者は少なくとも週1回、産業医は少なくとも月1回、職場・作業場等を巡視しなければなりません。この規則が適用される事業場は、常時50人以上の労働者を使用する事業場に適用されます。

以前の一般質問では、留守家庭児童学級は、50人に満たないので適用されない旨の答弁をされていますが、これは責任を回避する狭義な解釈だと思います。法律の意図するところは、労働者の安全と健康を確保し、さらに快適な作業環境の形成を促進することです。法律の意図するところをくみ取り、留守家庭児童学級も市長部局の一つととらえ、酷暑時期の留守家庭児童学級の労働環境について、安全衛生管理者及び産業医の意見を求め、当局の見解を示してください。

次に、軽自動車税の課税について質問をします。

軽自動車税の対象となる車両は、原動機付自転車、小型特殊自動車、軽自動車及び二輪の小型自動車があります。原動機付自転車、軽自動車及び二輪の小型自動車は、所有者、もしくは使用者に対し100%課税されています。しかし、小型特殊自動車は、所有者、もしくは使用者からの申告で行われるもので、申告がなければ課税されません。ルールどおり申告して納税している人たち、知らずに申告せずに課税されない人たち、そして、知っていても申告せずに課税を逃れている人たちがいるのが実態で、公平・公正な課税ではないと思います。

小型特殊自動車のうちで、トラクターなどの農業機械の申告率は幾らなのか。また、この不公平・不公正な実態についての御見解を求めます。

最後に、学校給食に関して2点ほど質問をします。

1点目ですが、小学校給食の一部民間委託が計画されており、今年9月より、中関小学校及び華城小学校の2校が実施されました。学校給食が教育の一環であることは論を待たないところで、たとえ調理・洗浄等の一部民間委託とはいえ、教育方針の変更に間違いありません。したがって、2校の結果を十分検証して、次のプランに活かす必要があります。すなわち、PDCAの管理サークルを回して、食育のステップアップを図るのが教育委員会の役割と考えます。

そうであるにもかかわらず、必要なステップを踏まずに予定どおり、平成21年4月より、松崎小学校及び新田小学校の学校給食の一部民間委託を実施すべく、その予算が今議会に上程されています。なぜ、そんなに急ぐのか理解に苦しみます。

先日の教育民生委員会の所管事務調査で、2校の結果を検証しなくても問題ないと判断している根拠を示してほしいと質問をしたのですが、満足な回答はありませんでした。

そこで、再度質問をします。2校の結果を検証しなくても問題ないと判断している根拠を示してください。

2点目ですが、富海中学校及び小野中学校は親子方式で、先行して中学校給食が開始され、残り8校の中学校給食が給食センター方式で、平成18年9月より実施されました。当センターは、市民が大変期待した施設で、期待どおりの役割を果たしていると、多くの保護者からの喜びの声が挙がっています。私は、あまり行政の行う事業を褒めたことはないのですが、すばらしい施設であり、すばらしい管理体制だと思います。学校給食センターの建設を強く要望した1人として大変うれしく思っています。

学校給食センターを供用開始して2年になりますが、目的に照らし2年間の総括をしてください。

以上で、壇上での質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 6番、藤本議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは、まず、留守家庭児童学級についての御質問にお答えいたします。

留守家庭児童学級の保育の終了時刻についての御質問でございますが、終了時間の延長につきましては、保護者や議会からの度重なる要望があり、他市の実施状況等に基づき検討してまいりました。昨今の全国的な女性の社会進出の中で、山口県女性雇用管理実態調査でも、働く女性の1日の所定労働時間が4時間以上の割合が7割を超えているなど、保護者の働き方が多様化している現実には合わない状況になっておると思います。

児童が家庭で過ごす時間の確保も、また重要な課題でございますが、適正な保育を確保するため、5時以降の保育時間の延長について、受益者負担も考慮しながら取り組んでまいりたいと存じます。

次に、2点目のお尋ねの留守家庭児童学級の労働環境についてでございますが、その前に、本市の安全衛生管理の御説明をさせていただきます。

産業医や衛生管理者などの職は、労働安全衛生法等の法令により、事業場ごとに業種や規模の別によって選任されますが、本市の場合、例えば、クリーンセンターには安全衛生委員会を置き、総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者及び産業医を配置し、本庁には衛生委員会を置き、衛生管理者及び産業医を配置しております。また、競輪局や保健センター、保育所などには衛生推進者を配置しております。

現在、本庁舎については、衛生管理者及び産業医が連携し、衛生委員会で協議の上、改善策を講じておりますが、衛生推進者のみを配置している各事業場については、原則と

して、その事業場内での対応をお願いしている状況でございます。ただし、これらの事業場の衛生推進者等から職員の健康に関する相談があった場合には、本庁の衛生管理者や産業医と連携した対応を実施しております。

議員お尋ねの留守家庭児童学級につきましては、平成16年当時の山口労働局からの回答によりまして、「一学級一事業場と見なさず、15学級を一括して一事業場として判断する」との見解を得ましたので、防府市留守家庭児童学級全体として衛生推進者を配置しているところでございます。

今後、留守家庭児童学級につきましても、衛生推進者のみならず、指導員からの申し出があれば、職員の健康相談と同様に本庁の衛生管理者及び産業医と連携し、万全な対応に努めたいと思います。

さて、留守家庭児童学級の室温についてのお尋ねでございます。まず、平成18年度からの夏休み期間中の平均室温の状況でございますが、18年度が31.75度、19年度が32.23度、本年は32.84度となっており、年々室温が上昇してきております。

ことしも、留守家庭児童学級のうち17学級で、夏休みの保育中の午前10時と午後2時の2回、室温を測っております。内訳は、プレハブの専用施設が9カ所、学校の余裕教室が8カ所でございます。この間のピークは7月28日から8月9日までの2週間で、気象庁の防府観測所の基本データも同じ状況でございました。

1日の室温では、午後2時が高く、この2週間の平均を見ますと、36度を超えた学級が1カ所、35度を超えた学級は6カ所ありまして、これらはすべてプレハブの専用施設であり、残りのほとんどの学級も33度を超えております。全学級の平均は34.29度でございますが、専用施設の平均は35.2度、余裕教室の平均は33.27度と、専用施設のほうが平均で約2度高い状況でございました。

以上のように、室温データから見ますと、プレハブの専用施設は余裕教室に比べて、労働環境がよくないのは紛れもない事実だと思えますし、衛生管理者からもクーラーがあったほうがよいのではないかと御指摘を受けておるところであります。

夏季期間も開設しております留守家庭児童学級の冷房設備をどうするのか。児童の健康や指導員の労働環境の視点から、適切な受益者負担も考慮しながら、設置の方向で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、財政についての御質問にお答えいたします。

軽自動車税の課税対象は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車となっております。この税は、自動車という資産に対して課税するとともに、自動車を運行することにより生ずる道路の維持補修に要する費用を、所有者などに負担してい

ただくという面を合わせ持っております。また、軽自動車税の申告につきましては、地方税法では、「市税条例で定めるところによって、軽自動車税の賦課徴収に関し、必要な事項を申告又は報告しなければならない義務を負う」と定められております。

このように定められております理由といたしましては、対象の数が多く、また納税義務の発生、名義変更、廃車などの異動もかなり激しいため、その把握に当たっては、必要な事項を所有者が市に申告または報告することによって、軽自動車などの把握を適正に行い、課税事務の円滑な執行を図るためであります。

議員御質問の小型特殊自動車には、フォークリフトなどの特殊作業用自動車並びに乗用タイプの最高速度毎時35キロメートル未満のトラクター、薬剤散布車、コンバイン、田植え機などの農耕作業用自動車がございます。これらの申告率については、所有者などの申告に基づいて課税しておりますので、申告率の算定については困難というのが実情でございます。

なお、小型特殊自動車の現在の賦課台数は2,667台でありまして、そのうち、農耕作業用自動車が2,508台で大半を占めております。

農耕作業用自動車の所有者の中には、乗用のコンバインや田植え機などが課税対象であることを知らずに申告をしていない方や、乗用タイプでありながら、道路を走らなければナンバープレートを付ける必要はないと思われて申告をしない方などがおられるように感じております。

今後は、このような方に自主申告を促すため、農耕作業用自動車の申告または報告義務について、市広報並びにホームページにわかりやすく掲載するとともに、農協や農機具販売店にPRの協力をお願いいたしまして、公平な課税、適正な課税に、なお一層努めてまいりたいと思っております。

残余の御質問につきましては、教育次長より答弁いたします。

議長（行重 延昭君） 6番、藤本議員。

6番（藤本 和久君） 留守家庭児童学級についてですが、今までにない前向きな答弁をいただきまして、ありがとうございます。1日でも早い実施を望んでおります。この件は、これで終わります。

それから課税ですが、小型特殊自動車の分母がわからない。何台防府市内にあるかわからないということなんですが、例えば、農耕用であれば、納税者が2,508台ですね。農家の数というのは、どのくらいあるのですか。産業振興部長。

議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

産業振興部長（阿部 勝正君） お答えいたします。2005年の農林業センサスでこ

ざいますが、農家戸数は2,888戸というふうになっております。

以上です。

議長（行重 延昭君） 6番、藤本議員。

6番（藤本 和久君） 農家には、トラクター、コンバイン、それから田植え機、3台持っているのが普通だろうと思うんですね。そうすると、最低でも2,888台、トラクター1台ぐらい持っておられるでしょうから、最高ではこの3倍ぐらいあるでしょう。ということは、まだまだ分母が大きいというように思いますので、ぜひともきっちり調査をしていただいて、ほんとに公正・公平な課税をしてもらいたいなというふうに思います。

防府市は、税金の滞納者に対してタイヤロックをしてまで、強硬手段で滞納している税金を徴収しております。それを否定するものではありませんが、その前提は公平・公正な課税があってこそ成り立つことだと思うんです。軽自動車税のうちで、この小型特殊自動車占める割合は、ほんと小さいと思います。しかし、申告漏れとはいえ、100%課税されていない実態は、単なる税収入の問題ではなくて、市税制度を揺るがす大きな問題だと私は考えます。

繰り返しますが、公平・公正な市税制度が前提で市民は納税義務を果たしております。正直者だけに課税される、この小型特殊自動車の税制度は、制度的な不備はありますが、粘り強く取り組んでほしいというふうに思います。

これで、この項は終わります。

議長（行重 延昭君） 次は、学校給食について。教育次長。

教育次長（山邊 勇君） 学校給食についての御質問にお答えします。

まず、本年9月から始めた華城小学校と中関小学校の給食調理等一部業務委託の実施結果を検証せずに、平成21年4月から給食調理等一部業務委託を松崎小学校と新田小学校で開始するための予算措置を9月議会に提出したことについての御質問にお答えします。

議員御案内のとおり、防府市において、給食調理等一部業務委託による学校給食の実施については、中学校給食をセンター方式で開始した平成18年9月から2年間の経験がございます。開始以降、アンケート調査を実施するなど、安全でおいしい、より充実した給食となるよう努力してまいりました。また、その間、特に大きな事故もなく、生徒に喜んでもらえる給食の提供ができていると自負しているところでございます。

この学校給食センターでの経験と、多くの自治体で同様の給食調理等の一部業務委託を安全に安定して実施されていることから、市教育委員会といたしましては、委託する業者に業務仕様書等で的確に市の意図を伝えることができれば、学校給食の調理は、給食調理等一部業務委託をしても、直営方式と同様に実施できると考えています。

学校給食センターと、学校の給食調理施設では、調理する食数の違いや、施設面での違いがありますが、現在の仕様書等で十分実施できると考えています。しかし、今後、小さな改善点が生じた場合には、華城小学校や中関小学校の今後の状況を参考にしながら、改善をすべきところは改めてまいりたいと考えております。

平成21年度から松崎小学校と新田小学校の給食調理等一部業務委託の実施につきましては、これまでの経験を活かすことにより、今までどおり、安全でおいしい給食を提供することができると考えております。

また、平成21年4月から2校の実施を計画している理由といたしましては、平成21年3月末で4人の市職員の給食調理員が定年退職となり、17人の市職員の給食調理員で15校の調理を行うこととなり、職員が病気等で休んだ場合に、職員の配置に苦慮することが生じることも考えられます。また、同様の理由から、職員の体調が悪くても、職員がみずから無理をして出勤しなければならないという状況も想定できます。

このように安定した給食調理業務が難しくなることから、平成21年4月から松崎小学校と新田小学校の2校において、給食調理等一部業務委託を実施したいと考えています。

次に、学校給食センターについての御質問にお答えします。

議員御案内のとおり、学校給食センターは、学校給食が未実施であった8校の中学校における学校給食を実施するため、議員をはじめ多くの皆様の強い御要望により、平成18年9月から給食調理等一部業務委託の方式で供用を開始し、今日に至っております。

学校給食センターの供用開始から今日までの2年間の総括をとのことでございますが、この給食センターの業務開始から今日まで大きな事故もなく、毎年約3,200名の生徒の皆さんに、延べで約120万食の学校給食を提供することができ、アンケート調査結果でも、生徒の皆さんから好評をいただいております。平成20年3月には、大道中学校の3年生の全員から、卒業に際して、学校給食に対する感謝のお手紙をいただき、大変感激した喜ばしい出来事もございました。

これらのことを考えますと、市教育委員会といたしましては、当初の御期待には十分おこたえできているものと考えております。これからも、関係者の皆さんの御協力をいただきながら、より充実した学校給食が提供できるよう努力していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 6番、藤本議員。

6番（藤本 和久君） まず、小学校給食の民間委託の件ですが、当局の御答弁では大きく3つの理由があると言っておりました。1つは、中学校給食センターの経験があるということです。それから、業務仕様書できっちり業者を選定できる仕様書が出してあると

いうこと、それから、4人の給食調理員が定年になるのでこれを何とかしたい。1番目はわかります。4人の調理員の定年、これはあくまでも行政側の都合であって、子どもたちの目線には立っていないと思います。

当初計画では、ことし4月より中関小学校及び華城小学校の2校を実施する予定でした。しかしながら、9月議会で延びたのがありますけども、昨年の12月議会で修正案が可決されて、実施が9月になった経緯があります。その、4月が9月に延びた時点で当初計画は見直すべきだというふうに思うんですけども、それは、見直しをしなかったのは、どういう根拠なんですかね。

議長（行重 延昭君） 教育次長。

教育次長（山邊 勇君） 今年の6月に、23年までの全体計画を御説明したんですが、私どもとすれば、華城・中関小学校につきましても、4月から実施していきたいというふうに思っていたんですけど、9月になったわけでございます。

9月実施でございますけど、所管事務調査でも御説明しましたように、やはり業務委託をする場合、従業員の雇用等の問題がございます、やはりこういうのは9月であれば、参加する事業者の方も参加しやすいという側面もございます。一方、学校につきましては、4月が学年の始まりでございますので、4月1日から新しい体制でいくというのも一つの要素でございます。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 6番、藤本議員。

6番（藤本 和久君） 壇上でも言いましたが、管理サークル、PDCAですね。これを回すということは、私、大事だと思うんですけど、民間企業では、当然のことながらそれをやるわけですね。結果の検証なくして、次のステップには進まないというのが前提だろうと思うんですよ。ところが、されてないのは非常に大きな問題なんですけど、先ほど言いましたように教育方針の変更です。当然、6人で構成されています教育委員会で、これは審議されると思うんですけども、教育委員会の6名の委員ですね。それは、どういう意見が出たんでしょうか。

議長（行重 延昭君） 教育次長。

教育次長（山邊 勇君） 今、教育方針の変更というような御指摘がございましたけど、私どもとしては、この方向であれば今までどおりの給食ができるということでございますので、また教育委員様につきましても、そのようなことで御説明し、協議していただいて、この方法でいいというふうに意見をいただいております。

議長（行重 延昭君） 6番、藤本議員。

6番（藤本 和久君） 教育委員全員が異議なしで認められたんですか。少数意見でいいですから、教えてください。

議長（行重 延昭君） 教育次長。

教育次長（山邊 勇君） 私は4月から教育委員会にまいっておりますけど、4月以降につきましては、全員御賛成でございました。

議長（行重 延昭君） 6番、藤本議員。

6番（藤本 和久君） 議案として教育委員会に提出されたか、されないか。ちょっと前後しますけど、まずそこから聞かせてください。

議長（行重 延昭君） 教育次長。

教育次長（山邊 勇君） 予算として、このような予算を提出するという事で議論していただいております。

議長（行重 延昭君） 6番、藤本議員。

6番（藤本 和久君） 議案として提出をされて、教育委員は何ら意見もなしにOKということですか。

議長（行重 延昭君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） 今、次長が申しましたように、予算審議の段階で、各委員さん方の意見が、この方向でいこうということになったのは事実でございます。

議長（行重 延昭君） 6番、藤本議員。

6番（藤本 和久君） 今は華城小学校、それから中関小学校の結果は出てないんですけども、ある時期で当然検証されると思うんですが、それをやられる予定があるかどうか。

議長（行重 延昭君） 教育次長。

教育次長（山邊 勇君） 先ほども申しましたように、まず、給食センターで委託につきましては2年の経験がございます。それともう一つは、この方法であればうまくいくということで、まずは委託については2年の経験がございますし、それで、中関と華城小学校につきましては、新学期が始まりまして約1週間給食を今、提供しております。それにつきましては、給食センターの職員が立ち会っておりますが、時間内に確実にできている、また、味についてもおいしくなっていると。それから、特に、子どもたちとの触れ合い。子どもたちが「いただきます」、「どうぞ」という形で、調理員さんとの触れ合いもしっかりできているということで、予定どおり進んでいるというような報告を聞いておりますので、大きな点においての変更はないと思います。

ただし、調理室にそれぞれ個性がございますので、微調整はあるかとは思いますが、大きい意味では、この方法であればいいというふうに我々は考えております。

議長（行重 延昭君） 6番、藤本議員。

6番（藤本 和久君） きちんといくであろうという考えがあるから当然されたんだと思うんですけども、ある時期でもって、例えば半年後、1年後に、今までの結果はどうだったかという検証はされるんじゃないですかという質問です。

議長（行重 延昭君） 教育次長。

教育次長（山邊 勇君） もちろん、試食会でもアンケートをいただきましたけど、児童につきましては、また、例えば、どのようだったかというアンケート調査等を実施して検証はしてみたいというふうに思っております。

議長（行重 延昭君） 6番、藤本議員。

6番（藤本 和久君） 検証をするということですけども、その時期と、どういうことを検証するか、検証項目を紹介してください。

議長（行重 延昭君） 教育次長。

教育次長（山邊 勇君） 今、考えているんですけど、いつごろがいいかなということで、1カ月ないし2カ月たった時点がいいのではないかと。まずは、1カ月目ぐらいにやってみようかなと、今思っております。

内容につきましては、低学年用と高学年用は、やはり変えていかなくちゃいけないと。まずは、「おいしいですか」、「量は適当ですか」、「彩りはどうですか」と、このような3つぐらいのアンケートにしたいというふうに思っております。

議長（行重 延昭君） 6番、藤本議員。

6番（藤本 和久君） 私は、検証項目として、ちょっと私のメモだけを言わせてもらいますと、第1の目的はコストですよね、コストを下げる。これは、コストが本当に下がったかどうかの検証は数カ月でできないと思いますので、1年ぐらいたったときにちゃんとしてもらう。それから今、味がありました。それは、いいです。それから、偽装請負に関して問題がなかったかどうかという検証が要ると思います。

それから、調理人と、今の学校給食センターは、調理人もしくは洗浄する人たちがおられますが、生徒との触れ合いはないですからそれはいいでしょうが、今度、自校方式になりますと児童との触れ合いが出ると思うのですね。それは、触れ合いはどうだったかというのも検証してみる必要があると思います。

それから、保護者、学校、受託業者ですね、それと教育委員会、この4者で、やっぱり話し合いをしてもらいたいなというふうに思います。

それから、今言われた児童へのアンケート。それから、食べ残しですよ、これについても、やっぱり検証してもらいたいなというふうに思います。食べ残しを検証するときは、

民間委託した学校としない学校とで、ほんとに有意差がないかどうか。こういったこともお願いしたいと思います。それから、食の安全、当然でしょうが、これも検証してほしいということ要望して、次に中学校給食にいきます。

さらにすばらしい給食センターにするには、P D C A、この管理サークルを回す必要がありますので、以下、数点質問をさせていただければと思いますので、実態と見解を聞かせてください。

まず1点目ですが、食材の検収、これはだれがやるのか、まず教えてください。

議長（行重 延昭君） 教育次長。

教育次長（山邊 勇君） センターに、学校で配置されている学校栄養士さんがいらっしやいますので、それと業者の方でやっているというふうに聞いております。

議長（行重 延昭君） 6番、藤本議員。

6番（藤本 和久君） 検収は、栄養士と業者と一緒にやるとるんですか。それは、ちょっと違うんじゃない。

議長（行重 延昭君） 教育次長。

教育次長（山邊 勇君） 基本は栄養士がやって、それから受け渡すという格好ですけど、そういう形です。ですから、栄養士さんがまず検収をして、そのカードを業者のほうに手渡すという形です。

議長（行重 延昭君） 6番、藤本議員。

6番（藤本 和久君） もし、検収をするときに栄養士さんと業者の方が一緒に仕事をしていけば、これは独立していない仕事になりますから、偽装請負の可能性が私はあると思いますよ。

それから、その検収した食材を冷凍庫に入れますよね。これは、どなたがされるのですか。

議長（行重 延昭君） 教育次長。

教育次長（山邊 勇君） ちょっと確認しておりませんので、申しわけございません。

議長（行重 延昭君） 6番、藤本議員。

6番（藤本 和久君） 後、教えてください。要は、検収をした物が、ちゃんと冷凍庫に入って、それが、先入れ・先出しができていけばいいのですが、できてないことはやっぱり問題があると思いますので、栄養士さんが検収をして、食材を調理室に持っていくまでの流通を、先入れ・先出しがちゃんとできているかどうか、検証してもらいたいと思います。

それから、以下5点ほど、続けて質問します。

まず、1点目はおいしさですが、いい音楽を聴くということは、一つの音楽教育の教育ですよね。おいしい料理を食べるといっても、私は食育の一つだと思っております。これがほんとに、一番おいしい料理というのはわかりませんが、やはりおいしい料理を食べるといっては、味覚を発達させる一つの手段だと思っております。これについての見解。

それから、食べ残しですが、食料自給率が現在40%日本は切っております。食べ残しはあってはならないことだと思っておりますが、現実はどうもあるようですけれども、食育の観点からすれば、この食べ残しの実態はどうかなと思っております。平成19年度学校給食センターにおける残渣記録というのを、先日いただきましたけれども、これに対する見解を示してください。

それから、3点目ですが、給食従事者の出入りですね。給食従事者の出入りは多いというふうには聞いておりますけれども、先ほど言いましたが、給食センターでは生徒との触れ合いはありませんが、自校方式になりますと児童との触れ合いが多くなりますので、この出入りが多いということは問題だと思っております。小学校給食の民間委託を占う上での参考にしたいと思っておりますので、実態を聞かせてください。

それから、設備の故障ですが、これも多いと聞いております。故障ゼロは不可能と思っておりますけれども、メーカーが保証している故障率に照らして実態はどうでしょうか。

最後の5点目ですが、食器の破損、無理をお願いして食器をPE食器から磁器食器にもらった経緯もありますけれども、当初予想していた故障率に照らして実態はどうなのか。以上、5点について御答弁、お願いします。

議長（行重 延昭君） 教育次長。

教育次長（山邊 勇君） まず1点目、おいしさということによろしいでしょうか。おいしさにつきましては、まず生徒のほうに毎年1回ほどアンケート調査を実施しております。その結果でございますが、「ふつう」、「おいしい」と答えた方につきましては、18年度が65.6%、19年度は78.5%というふうになっております。また、この2年間にPTAや地域の皆様たち、いろんな方に試食していただいております。約650名の方でございますが、これのアンケートにつきましても、18年度は79.5%の方、19年度は85.9%の方がおいしいというふうな評価をされております。

次に、食べ残しの件でございます。これにつきましては、しっかりデータを取っております。19年度で給食センターにおける残渣の記録でございますけど、ご飯が、大体1食当たり200グラムなんですけど、平均に直しますと約20グラムほど残っているということでございます。この20グラムというのがどの程度かということですが、スプーン約1杯分、大さじ1杯と、小さじ1杯10分の1ぐらいの量ということでございます。汁

物、揚げ物、あえ物、デザートその他でございますが、平均でございますが、大体50グラム、1食当たり50グラムの食べ残しと申しますか、残渣が発生しております。

従事者でございます。従事者につきましては9月1日の段階で、今28名の体制で業務を行っていらっしゃいます。このうち、17名の方が当初から現在まで在職しておられます。異動された方につきましては、述べ22名でございます。理由等につきましては、事業者の労務管理上のことでございますので、こちらから正式にはお聞きしておりませんが、配偶者の転勤や出産によるなど、一身上の都合のようでございます。正式には聞いておりません。

それから、設備の故障でございますけど、設備につきましては、夏休み期間に大きなメンテナンスをしております。過去2年間でございますけど、調理業務に影響を及ぼすような大きな修繕はございません。ただ、食器洗浄機にたくさん入れ過ぎて、多少シリンダーの不具合によって調整等が発生したということで、これが5、6回あったというふうなことを、報告を受けております。

それから食器の破損でございますが、食器につきましては、中学校給食では強化磁器の食器、おわんと汁わん、平皿の3種類を使用しております。生徒には大事に扱うようにと、また、給食調理業者には細心の注意を払って使ってくださいというふうに頼んでおります。しかしながら、やむを得ず破損した例もございます。これは、学校から原因、数量等の報告を受けております。19年度の実績でございますが、3種類食器を合わせて1,035個ほど破損しております。内訳は、学校で818個、給食センターの作業中で217個となっております。

以上、5点、よろしいでしょうか。

議長（行重 延昭君） 6番、藤本議員。

6番（藤本 和久君） ありがとうございます。食べ残しですが、これ統計では平均50グラムぐらい残しているということなのですが、この調査というのは、全数検査ですか、抜き取りですか。

議長（行重 延昭君） 教育次長。

教育次長（山邊 勇君） 毎日、食缶で料理を運んでいきますけど、それに全部、その種類ごとに移してもらって、毎日それは計量しております。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 6番、藤本議員。

6番（藤本 和久君） これは、事実かどうかは確かめてないんですけども、学校で食べ残しを処分するということはないですか。

議長（行重 延昭君） 教育次長。

教育次長（山邊 勇君） そのようなことは、学校のほうにも尋ねても全くないということで、すべてセンターのほうで回収しているということでございます。

議長（行重 延昭君） 6番、藤本議員。

6番（藤本 和久君） この残渣については最後に質問しますけども、この50グラムは正常と考えているのか、多いと考えているのか。いや、非常にいい結果だと考えているのか、どちらですか。

議長（行重 延昭君） 教育次長。

教育次長（山邊 勇君） 多いか少ないかというのはよくわかりませんが、中学生は、一応は体力がさまざまで、体力差もいろいろあります。多少、多目に盛っていきますので、そのあたりを勘案すると、また、他市につきましても、正式には尋ねておりませんが、担当者の話であれば、この程度のものは出てくるということでございますので、何とも判断できませんけど、この程度は出るのではないかというふうに思っております。また、学校によれば、ほとんどゼロのところもありますし、学校差もあるということも事実でございます。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 6番、藤本議員。

6番（藤本 和久君） やっぱりこの検証結果が、私は総花的というか、核心を見てないような気がするんですね。やっぱり、もっと少なくする努力はしてもらいたいなというふうに思います。

それから、3番目の給食従事者の出入り、28名中17名が残られている。22名がもうやめられたということは、半分以上の出入りがあったということですよ。もし、これが小学校給食になると、半分以上がかわるということは、給食の先生がかわるということなんです。私は、これは大きな問題だと思うんですけども、これについての見解を示してください。

議長（行重 延昭君） 教育次長。

教育次長（山邊 勇君） 先ほど申しましたように、かわってもらわないのが一番いいんですが、これは事業者の労務管理上の問題でございますので、私どもがとかくは言えないんですけど、私どもとすれば、できるだけ同じ方のほうが子どもたちにとっていいなと思っております。

議長（行重 延昭君） 6番、藤本議員。

6番（藤本 和久君） 小学校給食は今、官がやっています。一部民間委託もあります

が、官の異動は2年間でどのくらいあるんですか。

議長（行重 延昭君） 教育次長。

教育次長（山邊 勇君） 正式には把握しておりませんが、一般の異動が、大体、我々4年から5年でございますので、そのあたりではないかなと思っております。

議長（行重 延昭君） 6番、藤本議員。

6番（藤本 和久君） すみません。質問が悪かったです。職員が異動というのはやめとるわけですよ。かわりの人が来とる。官の給食の調理人さんが2年間で何人やめられましたか。入れかわりが何人あったか。

議長（行重 延昭君） 教育次長。

教育次長（山邊 勇君） ちょっと、質問の意味がよく、申しわけありません、もう一度お願いいたします。

議長（行重 延昭君） 6番、藤本議員。

6番（藤本 和久君） 給食調理人は、多分やめられてないと思うんです、異動がないと思うんです。学校の異動はあるかもしれませんよ。異動はない。民間の人は、もう28名中、17名しか残ってなくて、22名が新しい人がなるとるわけですよ。やっぱり、これは民間委託の一番悪いところであるんです。どんどんかわる。民間の労務管理だから、それは知らんよということでは、私は教育的観念からすれば、それはおかしいなというふうに思います。小学校給食がこうならんように、ぜひともよろしく申し上げます。

それから、設備の故障ですが、どのくらいの故障率ですか、年間。そのデータはないんですか。

議長（行重 延昭君） 教育次長。

教育次長（山邊 勇君） 先ほどお答えしましたように、大きな故障はまずはないということで、報告を受けているのが、食器洗浄機で調整等を行ったのが、年間5、6回というふうに聞いております。

議長（行重 延昭君） 6番、藤本議員。

6番（藤本 和久君） 設備が故障すれば、請負業者、受託業者から、故障の報告というのは、当然上がるでしょ。5、6件ですか、2年間で。もっとあるんじゃないですか。

議長（行重 延昭君） 教育次長。

教育次長（山邊 勇君） 報告を受けているのが、調理等業務に影響を及ぼすような大きな修繕というふうなことで私は聞いておりますので、細かいことはもっとあるかわかりません。そこまでは、今、私は手元に持っておりません。

議長（行重 延昭君） 6番、藤本議員。

6番（藤本 和久君） 最後の質問をしますけども、設備の故障が非常に多いと。それを修繕する保全マンですかね。こういう方が苦勞されているというふうに聞いております。設備は官が設置したわけですから。故障しない設備を設置した。使う民間が使っとなって故障するというのは、私は民間の立場に立てば、それはちょっとおかしいな。もうちょっと故障しない設備を入れてほしかったなというふうに思うんですね。そこらは、もうちょっと故障率をきっちりつかんで、官がやるべき対策は、根本的な対策までやってやらんにやいかんのじゃないかなということを思います。

以上で質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 教育次長。

教育次長（山邊 勇君） 先ほどの検収の件でございますが、県の学校栄養士が検収をし、その場で業者に引き渡すというふうに聞いております。

6番（藤本 和久君） すみません、もう1回。

教育次長（山邊 勇君） まず、検収は県の栄養士が行います。検収を行って、その場で業者に引き渡すと。検収をして、その場で引き渡すということです。

議長（行重 延昭君） 以上で、6番、藤本議員の質問を終わります。

議長（行重 延昭君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、これにて延会することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって本日はこれにて延会することに決しました。お疲れでございました。

午後4時 3分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成20年9月8日

防府市議会議長 行 重 延 昭

防府市議会議員 平 田 豊 民

防府市議会議員 木 村 一 彦